

# 農業農村整備事業制度 ハンドブック

令和6年12月

青森県農林水産部農村整備課  
計画審査グループ



## 利用に当たっての注意事項

青森県で実施している県営事業に関する事業制度を中心として掲載しています。掲載事業の他にも各種の補助事業があるため、掲載事業を活用できない場合は、農林水産省のホームページに掲載されている各事業の実施要綱・要領をご覧ください。



農業農村整備事業制度ハンドブック  
《目次》

1. 工種別適用事業一覧表	…3～5
2. 事業制度の紹介	…7
(1) 経営体育成基盤整備事業 (農業経営高度化支援事業)	…9～11 …12～14
(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業	…15～18
(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	…19～20
(4) かんがい排水事業	…21～23
(5) 農業水利施設保全合理化事業 ・農地集積促進型	…24～25 …26～27
・簡易整備型	…26～27
(6) 畑地帯総合整備事業	…28～31
(7) 中山間地域総合整備事業	…32～38
(8) 防災ダム事業	…39
(9) ため池等整備事業（ため池整備） ・地震・豪雨対策型	…40～41 …42～44
・一般整備型	…42～44
・長寿命化型	…45
・ため池群整備工事	…46～47
(10) ため池等整備事業（用排水施設整備）	…48～50
(11) ため池等整備事業（ため池整備） ・防災重点農業用ため池（地震・豪雨対策型）	…51～52 …53～55
・防災重点農業用ため池（一般整備型）	…53～55
・防災重点農業用ため池（ため池群整備工事）	…56～57
(12) ため池等整備事業（長寿防災：防災減災）	…58～61
(13) 湛水防除事業	…62～63
(14) 農業用河川工作物応急対策事業	…64
(15) 水質保全対策事業	…65～67
(16) 地すべり対策事業	…68～69
(17) 農地耕作条件改善事業 ・地域内農地集積型	…70～72 …73～76
・高収益作物転換型	…73～76
・スマート農業導入推進型	…77～78
(18) 農業水路等長寿命化・防災減災事業	…79～80
(19) 畑作等促進整備事業	…81～82
(20) 団体営農業集落排水事業	…83～84
(21) 通作条件整備事業	…85～88
(22) 広域農業用水適正管理対策事業	…89
(23) 農業水利施設魚道整備促進事業	…90～91
(24) 集落基盤整備事業	…92～93
(25) 海岸保全施設整備事業	…94～96



# 1. 工種別適用事業一覽表





工種別適用事業一覧表

工種	適用事業名(県営事業名)	掲載頁
用排水路 (整備・保全対策・維持管理)	基幹水利施設ストックマネジメント事業	19～20
	かんがい排水事業	21～23
	農業水利施設保全合理化事業 ・農地集積促進型 ・簡易整備型	24～25 26～27
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	79～80
ほ場の条件整備	経営体育成基盤整備事業 (農業経営高度化支援事業)	9～11 (12～14)
	農地中間管理機構関連農地整備事業	15～18
	畑地帯総合整備事業	28～31
	農地耕作条件改善事業 ・地域内農地集積型 ・高収益作物転換型 ・スマート農業導入推進型	70～72 73～76 77～78
	畑作等促進整備事業	81～82
	農村地域の防災減災対策	防災ダム事業
	ため池等整備事業(ため池整備) ・地震・豪雨対策型 ・一般整備型 ・長寿命化型 ・ため池群整備工事	40～41 42～44 45 46～47
	ため池等整備事業(用排水施設整備)	48～50
	ため池等整備事業(ため池整備) ・防災重点農業用ため池(地震・豪雨対策型) ・防災重点農業用ため池(一般整備型) ・防災重点農業用ため池(ため池群整備工事)	51～52 53～55 56～57
	ため池等整備事業(長寿防災・防災減災)	58～61
	湛水防除事業	62～63
	農業用河川工作物応急対策事業	64
	水質保全対策事業	65～67
	地すべり対策事業	68～69
	広域農業用水適正管理対策事業	89
	海岸保全施設整備事業	94～96
農道整備・農道保全	通作条件整備事業	85～88
生活基盤・生活環境の総合整備	中山間地域総合整備事業	32～38
	集落基盤整備事業	92～93
魚道の整備	農業水利施設魚道整備促進事業	90～91
生活環境の整備	団体営農業集落排水事業	83～84



## 2. 事業制度の紹介



経営体育成基盤整備事業																										
国事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 経営体育成型</li> <li>・農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型</li> </ul>																									
項目	内容	備考(参照箇所)																								
事業内容	1 区画整理、暗渠排水	要領別紙1第3-1																								
	2 農業用排水施設整備、農道整備、区画整理、農用地造成、暗渠排水、客土、除礫のうち2以上																									
	3 中山間地域型は1～2を中山間地域において実施	要領別紙1第3-2																								
実施要件	次の1～4の要件をすべて満たすこと 1 農業競争力強化基盤整備計画を策定 2 基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農用地利用集積促進土地改良整備計画を策定 3 受益面積20ha以上 4 次のア～ウのいずれかを満たすこと ア 担い手農地利用集積率が事業開始時より表のとおり増加見込 イ 担い手農地集約化率が事業開始時より表のとおり増加見込  (経営体育成型)																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">現況</th> <th style="width: 50%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">集積率要件</td> <td>80%未満</td> <td>80%以上になること</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>5%以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>90%以上 95%未満</td> <td>95%以上となること</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>担い手への利用集積が図られること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">集約化率要件</td> <td>23%未満</td> <td>30%以上になること</td> </tr> <tr> <td>23%以上 35%未満</td> <td>7%以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>35%以上 38.5%未満</td> <td>42%以上になること</td> </tr> <tr> <td>38.5%以上 63%未満</td> <td>3.5%以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>63%以上 66.5%未満</td> <td>66.5%以上となること</td> </tr> <tr> <td>66.5%以上</td> <td>担い手への集約化が図られること</td> </tr> </tbody> </table>		区分	現況	基準	集積率要件	80%未満	80%以上になること	80%以上 90%未満	5%以上増加すること	90%以上 95%未満	95%以上となること	95%以上	担い手への利用集積が図られること	集約化率要件	23%未満	30%以上になること	23%以上 35%未満	7%以上増加すること	35%以上 38.5%未満	42%以上になること	38.5%以上 63%未満	3.5%以上増加すること	63%以上 66.5%未満	66.5%以上となること	66.5%以上
区分	現況	基準																								
集積率要件	80%未満	80%以上になること																								
	80%以上 90%未満	5%以上増加すること																								
	90%以上 95%未満	95%以上となること																								
	95%以上	担い手への利用集積が図られること																								
集約化率要件	23%未満	30%以上になること																								
	23%以上 35%未満	7%以上増加すること																								
	35%以上 38.5%未満	42%以上になること																								
	38.5%以上 63%未満	3.5%以上増加すること																								
	63%以上 66.5%未満	66.5%以上となること																								
	66.5%以上	担い手への集約化が図られること																								
		要綱第6-2 基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領第1 要領別紙1第5-1																								

	(中山間地域型)															
	区分	現況	基準													
	集積率要件	80%未満	80%以上になること													
		80%以上 90%未満	5%以上増加すること													
		90%以上 95%未満	95%以上になること													
		95%以上	担い手への利用集積が図られること													
	集約化率要件	23%未満	30%以上になること													
		23%以上 35%未満	7%以上増加すること													
		35%以上 38.5%未満	42%以上になること													
		38.5%以上 63%未満	3.5%以上増加すること													
		63%以上 66.5%未満	66.5%以上となること													
		66.5%以上	担い手への集約化が図られること													
	<p>ウ 次の要件をすべて満たすこと</p> <p>(ア) a 農地所有適格法人が存在しない地区 事業完了時、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立見込み</p> <p>b 農地所有適格法人が存在する地区 事業完了時、法人が特定農業法人として農用地利用規程に定められ、かつ、経営所得安定対策の加入者となる見込み</p> <p>(イ) 事業完了時、受益面積に占める (ア) を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積割合が、受益面積に占める水田及び畑地の割合が 8 割以上の地区については 80%以上、それ以外の地区については 50%以上となる見込み</p> <p>5 前歴事業実施後の作付状況に対し、地方農政局等により改善措置をの指導を受けていない又は指導に対し、改善措置が適切に執られている</p> <p>6 区画整理によって形成されるほ場のうち、30a 以上であるものの面積の合計が 2/3 以上である</p>															
実施主体	県															
負担割合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">県</th> <th style="text-align: center;">地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">27.5%</td> <td style="text-align: center;">22.5%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td style="text-align: center;">55%</td> <td style="text-align: center;">27.5%</td> <td style="text-align: center;">17.5%</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	一般	50%	27.5%	22.5%	中山間地域	55%	27.5%	17.5%	
	国	県	地元													
一般	50%	27.5%	22.5%													
中山間地域	55%	27.5%	17.5%													

留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農道整備における事業実施地区外の関連農道の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場、集落及び既設基幹道路等を連結する</li> <li>・1路線の延長が概ね500m未満</li> <li>・連絡する農道の幅員が概ね5m以上</li> </ul> </li> <li>2 担い手の定義 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、地域計画の目標地図に位置付けられた者（中心経営体）</li> <li>3 前歴事業施設については、地区調査開始時点までに施設所有者が当該事業施設の財産処分を完了した場合に限り、一定地域に含めることができる</li> <li>4 ほ場整備事業の実施に当たっては、別途定めている、青森県ほ場整備事業実施方針に基づき実施すること</li> </ol>	<p>要領別紙1第5-1-(8)</p> <p>要領別紙1第2-3</p>
調査計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査期間 2年</li> <li>2 調査主体 県</li> <li>3 調査費負担割合 1年目 国50%、地元50%（中山間地域 国55%、地元45%） 2年目 県50%、地元50%</li> </ol>	

農業経営高度化支援事業（ソフト）		
国事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 農業経営高度化支援事業	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p>1 高度土地利用調整事業</p> <p>(1) 指導事業 土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県が行う普及・指導活動</p> <p>(2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>2 高度経営体集積促進事業（中心経営体農地集積促進事業） 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業</p> <p>(1) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p> <p>(2) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>4 水田貯留機能向上支援事業</p> <p>(1) 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、県が行う普及・指導活動</p> <p>(2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p>	要領別表 1-4
実施期間 助成期間	<p>1 高度土地利用調整事業</p> <p>(1) 指導事業</p> <p>①実施期間：生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画等に定める目標年度まで</p> <p>②助成期間：生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画等に定める目標年度まで</p> <p>(2) 調査・調整事業</p> <p>①実施期間：生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から目標年度まで</p> <p>②助成期間：生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度まで</p>	



	<p>2 高度経営体集積促進事業（中心経営体農地集積促進事業）</p> <p>①実施期間：生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度まで</p> <p>②助成期間：生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度の翌々年度まで</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業</p> <p>①実施期間：生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度まで</p> <p>②助成期間：生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度まで</p> <p>4 水田貯留機能向上支援事業</p> <p>①実施期間：生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで</p> <p>②助成期間：生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで</p> <p>5 水田貯留機能向上推進事業</p> <p>①実施期間：生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで</p> <p>②助成期間：生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで</p>	
実施主体	<p>1 高度土地利用調整事業</p> <p>(1) 指導事業 県、県土地改良事業団体連合会</p> <p>(2) 調査・調整事業 県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等</p> <p>2 高度経営体集積促進事業（中心経営体農地集積促進事業） 県、市町村、土地改良区</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業 県、市町村</p> <p>4 水田貯留機能向上支援事業 県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等</p> <p>5 水田貯留機能向上推進事業 県、市町村、土地改良区</p>	要領別紙 1 第 4
留意事項	<p>1 事業内容の 1～5 の事業は単独、複合いずれでも取り組むことができ、必須事業ではない</p> <p>2 単年度のみ、隔年、毎年連続の実施が可能</p> <p>3 調査・調整事業の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に事業の実施年数を乗じた額</p>	要領別紙第 10-5

	<table border="1"> <tr> <th>受益面積</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>60ha 未満</td> <td>1,500 千円</td> </tr> <tr> <td>60ha 以上 200ha 未満</td> <td>2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上</td> <td>4,000 千円</td> </tr> </table>	受益面積	基準額	60ha 未満	1,500 千円	60ha 以上 200ha 未満	2,000 千円	200ha 以上	4,000 千円											
受益面積	基準額																			
60ha 未満	1,500 千円																			
60ha 以上 200ha 未満	2,000 千円																			
200ha 以上	4,000 千円																			
4	<p>高度経営体集積促進事業（中心経営体農地集積促進事業）の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費に次の助成割合を乗じた金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">中心経営体 農地集積率</th> <th colspan="2">助成割合</th> </tr> <tr> <th>基本</th> <th>集約化加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%以上 65%未満</td> <td>0.055</td> <td>0.065</td> </tr> <tr> <td>65%以上 75%未満</td> <td>0.065</td> <td>0.085</td> </tr> <tr> <td>75%以上 85%未満</td> <td>0.075</td> <td>0.105</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>0.085</td> <td>0.125</td> </tr> </tbody> </table>	中心経営体 農地集積率	助成割合		基本	集約化加算	55%以上 65%未満	0.055	0.065	65%以上 75%未満	0.065	0.085	75%以上 85%未満	0.075	0.105	85%以上	0.085	0.125		要領別表 3
中心経営体 農地集積率	助成割合																			
	基本	集約化加算																		
55%以上 65%未満	0.055	0.065																		
65%以上 75%未満	0.065	0.085																		
75%以上 85%未満	0.075	0.105																		
85%以上	0.085	0.125																		
5	<p>高度経営体集積促進事業（中心経営体農地集積促進事業）の交付は、別に定める交付要綱による。促進費の用途は、交付要綱に定めるとおり農家負担金に係る金融機関からの借入金の償還に要する経費</p>		青森県高度経営体集積促進事業交付金交付要綱																	



	<p>ア 全ての農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化することを機構の方針としていること</p> <p>イ 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50%以上向上すること。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと</p> <p>    a 米の生産コストが60kgあたり9,600円を下回る見込み</p> <p>    b 作物生産額に占める高収益作物の割合が8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が10%以上増加する又は作物生産額に占める高収益作物の割合が5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が50%以上増加することが見込み</p> <p>(イ) 事業実施前の施工地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること</p> <p>(ウ) 事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれも80%以下であること</p> <p>(2) 収益性の向上</p> <p>事業完了後5年以内(果樹等は10年以内)に定める目標年度において、農用地における収益性が20%以上向上すること。ただし、収益性の細目に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 販売額が20%以上向上する見込み</p> <p>イ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%向上する地区について、生産コストが20%以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合は3の(1)のイの(ア)のaを満たす見込み</p> <p>ウ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%向上しない地区について、生産コストが20%以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合は3の(1)のイの(ア)のa又はbを満たす見込み</p> <p>4 省力化整備型は次の要件を満たすこと</p> <p>(1) 対象地域は、次の要件を全て満たすこと</p> <p>    ア 中山間農業地域又は「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」又は人口減少が著しく省力化整備が</p>	<p>要領別紙1第5-3</p>
--	--	------------------

	<p>必要であると県知事が認めた地域</p> <p>イ 過去の基盤整備により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること</p> <p>ウ 過去の基盤整備により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること</p> <p>(2) 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、農用地で担い手に集団化又は集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること</p> <p>(3) 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、施工に係る農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関するコストが20%以上削減されること</p>													
実施主体	県													
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50% (+12.5%) ※</td> <td>27.5%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55% (+7.5%) ※</td> <td>27.5%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※機構関連事業は、ハード事業の初年度から、年度毎の交付申請に応じて、国から県に推進費が交付される</p>		国	県	地元	一般	50% (+12.5%) ※	27.5%	10%	中山間地域	55% (+7.5%) ※	27.5%	10%	
	国	県	地元											
一般	50% (+12.5%) ※	27.5%	10%											
中山間地域	55% (+7.5%) ※	27.5%	10%											
留意事項	<p>1 担い手の定義 認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者</p> <p>2 まとまりを有する農地(連担化農地) 畦畔や導水路をはさんで接続しているなどして、一連の営農作業の継続に支障がない農地</p> <p>3 連担化と集団化の定義について 「連担化」は2筆以上の農地が接続すること。「集団化」は同一の担い手が経営する2筆以上の農地が接続すること</p> <p>4 集約化 同一の経営体の経営等農用地であって、1ha(中山間地域及び樹園地は0.5ha)以上のまとまりを有する農地となること</p> <p>5 機構に農地を貸し付けた後、相続人がなく所有者が死亡した場合でも、農地中間管理権は存続期間の満了時まで存続する。 満了後は、相続財産管理人が選任されている場合は、当該管理人と機構が契約を締結し、いない場合は機構が所有者不明の場合の公示・裁定手続を通じて農地中間管理権を取得することが可能。</p> <p>6 面積要件(平場10ha、中山間地域5ha)の判断は、工事完了後の</p>	<p>要領別紙1第2-3</p> <p>要領別紙1第2-5</p> <p>要領別紙1第2-9</p>												

	<p>仕上がり面積で判断する</p> <p>7 「飛び地」となっている農地について 一円的にまとまりがあり、集約化しやすい地域設定としてもなお、飛び地となっている農地は、①1 ha以上の連坦化した農地、②事業対象農地は大字を単位とする党の採択要件を満たしていれば対象となる</p> <p>8 雑種地や原野については、農地中間管理権を設定することができれば、本事業の対象になる</p> <p>9 農地中間管理権を解除後に農業経営等の委託を受けている農用地に切り替えた場合、補助金返還の徴収対象となる</p> <p>10 前歴事業施設については、地区調査開始時点までに資設所有者が当該施設の財産処分を完了した場合に限り、一定地域に含めることができる</p> <p>11 ほ場整備事業の実施に当たっては、別途定めている、青森県ほ場整備事業実施方針に基づき実施すること</p>	
調査計画	<p>1 調査期間 2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 1年目 国 62.5%、県 37.5% 2年目 県 100%</p>	

基幹水利施設ストックマネジメント事業		
国事業名	水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定</li> <li>2 農業用排水施設整備を実施するもので、国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施</li> <li>3 農業用排水施設整備を実施するもので、国・県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施</li> </ol>	要領別紙1第2-6
実施要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の区分の応じた水利施設等保全高度化整備計画を策定していること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高付加価値区分 畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの</li> <li>(2) 農地集積促進区分 当該事業の担い手農地利用集積率が増加することが確実と見込まれるもの</li> <li>(3) 水管理省力化区分 水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー等に資するもの</li> <li>(4) 洪水調節機能強化区分 既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するもの</li> </ol> </li> <li>2 既施設を有効活用すると認められる場合で、施設機能の向上を主な目的としないものであること</li> <li>3 事業内容1の対象施設が、県が作成する実施方針（策定後5年以内に見直し）に位置付けられたものであること</li> <li>4 事業内容2について、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること</li> <li>5 事業内容2について、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設で、末端支配面積が100ha以上(田以外は20ha)のもの</li> <li>6 事業内容3を実施するときは、県が作成する実施方針より県知事が選定した施設であること</li> <li>7 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること</li> </ol>	<p>要綱第6</p> <p>要領第4-1</p> <p>要領別紙1第4-6</p>

実施主体	県											
負担割合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>一般（更新）</td> <td>50%</td> <td>29%</td> <td>21%</td> </tr> </table>				国	県	地元	一般（更新）	50%	29%	21%	
	国	県	地元									
一般（更新）	50%	29%	21%									
留意事項	<p>1 施設機能の向上を主な目的としない施設 現況施設の受益範囲の変更、用水計画や排水計画の再策定が必要なもの及び用排水再編を行う等の目的がない施設</p> <p>2 「一体的な施設」の定義 基幹的水利施設と密接な関係で機能し、一体的に整備しないと基幹的施設の機能が発揮できない附帯施設</p> <p>3 農業用排水施設等の「等」は土地改良事業で造成された施設と同等のものとして整理できるものしか含まない</p>											
調査計画	<p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 1年目 国 100%</p> <p>2年目 県 100%</p>											



かんがい排水事業		
国事業名	水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 基幹水利施設整備型 一般型	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	農業用排水施設整備を実施するもの(国・県営造成施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものを除く)。	要領別紙1第2-1
実施要件	<p>1 次の区分に応じた水利施設等保全高度化整備計画を策定していること</p> <p>(1) 高付加価値区分 畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの</p> <p>(2) 農地集積促進区分 当該事業の担い手農地利用集積率が増加することが確実と見込まれるもの</p> <p>(3) 水管理省力化区分 水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー等に資するもの</p> <p>(4) 洪水調節機能強化区分 既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するもの</p> <p>2 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積の合計が200ha以上かつ、末端支配面積100ha以上</p> <p>3 現況で農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積の合計が100ha以上であり、かつ、末端支配面積20ha以上</p> <p>4 ダム又は頭首工等の基幹工事の施工に係る国営事業に附帯して行う国営事業施工部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積100ha以上のものの受益面積200ha以上</p> <p>5 ダム又は頭首工等の基幹工事の施工に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施工部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積20haのものの受益面積100ha以上</p> <p>6 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積100ha以上</p> <p>7 取水施設の取水機能に障害が生じている場合において、回復さ</p>	<p>要綱第6</p> <p>要領第4-1</p> <p>要領別紙1第4-1</p>

	<p>せるために必要な改良又は代替施設の新設であって、受益面積200ha以上で、要する費用の額が約5千万円以上</p>													
実施主体	県													
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>一般（更新）</td> <td>50%</td> <td>29%</td> <td>21%</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	一般	50%	25%	25%	一般（更新）	50%	29%	21%	
	国	県	地元											
一般	50%	25%	25%											
一般（更新）	50%	29%	21%											
留意事項	<p>1 「管理」「廃止」「変更」の扱いについては、以下のように定義されており、管理は新設、廃止、変更に含まれない</p> <p>ア 管理</p> <p>(ア) 維持・保存：ダムを点検し、荒れた水路を修繕し、埋没した水路の浚渫のような施設の機能を保全する行為</p> <p>(イ) 運用：揚水機を運転して用水を供給、又は排水など施設をその用法に従って支配する行為</p> <p>イ 廃止：土地改良事業計画で予定していた農業上の利益が発生しない場合、事業主体が所要の手続きを経て行う行為</p> <p>ウ 変更：施設の機能を拡大する行為</p> <p>2 「変更」は従前の施設を改修・整備するもので、「新設」以外のものが該当し、事業実施上の「更新」は「変更」に含まれる</p> <p>3 過去に県営土地改良事業等により造成された基幹的農業用排水施設の整備を主要工事に含むものについては、「更新型ガイドライン」を適用することとし、これによらないものについては、「新設ガイドライン」を適用する</p> <p>4 農業用排水施設の定義</p> <p>貯水池、頭首工、揚水機、用水路、排水水門、排水路等の農業水利施設と附帯する流量制御施設、水管理制御施設、小水力発電施設</p> <p>5 多目的かんがい施設（防除用水施設、施肥用水施設、凍霜害防止用水施設）についても実施可能</p> <p>6 国営附帯の考え方</p> <p>国営事業計画書に位置付けられないが、国営事業と一体的に効果を発揮する施設</p> <p>7 排水事業における受益地の設定</p> <p>湛水被害や室外が事業の実施により直接的及び間接的に解消又</p>													

	<p>は軽減される地域。排水条件、地形条件、社会条件により設定</p> <p>8 更新事業では、地区の最新の諸計画を反映した用水計画策定することが基本であり、水利権水量や施設規模等を適切に決定する必要がある</p>	
調査計画	<p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1年目 国 100%</p> <p>2年目 県 100%</p>	



	(2) 上記以外の場合															
	現況	基準	要件													
	50%未満	50%以上	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること													
	50～90%	5%以上増加														
	90～95%	95%以上														
	95%以上	担い手への利用集積が図られていること														
実施主体	県															
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>27.5%</td> <td>17.5%</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	一般	50%	27.5%	22.5%	中山間地域	55%	27.5%	17.5%	
	国	県	地元													
一般	50%	27.5%	22.5%													
中山間地域	55%	27.5%	17.5%													
留意事項	<p>1 法手続きは事業主体の任意となるが、施設の維持管理計画の変更、区画整理による換地処分、あるいは、農家負担の増額を求める場合等は法手続きを行うことが適切</p> <p>2 目標年度において、農地集積率が採択要件に示す値に達しなかった場合、補助金返還となるため、計画段階から、担い手への集積に関する調整を確実に行う必要がある</p> <p>3 本事業は、一次整備済みの地区を対象として、水管理の省力化のための補修・更新を行うことで、担い手への農地集積、集約化を促進させることを目的としているため、新たな路線を新設する場合等は対象外となる</p>															
調査計画	<p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1年目 国 100%</p> <p>2年目 県 100%</p>															



調査計画	<p data-bbox="357 159 544 192">&lt;県営の場合&gt;</p> <ol data-bbox="357 210 600 654" style="list-style-type: none"><li data-bbox="357 210 520 293">1 調査期間 1～2年</li><li data-bbox="357 315 520 398">2 調査主体 県</li><li data-bbox="357 421 600 654">3 調査費負担割合 1年目 国 100% 2年目 県 100%</li></ol>
------	---

畑地帯総合整備事業		
国事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業 畑地帯総合整備型</li> <li>・ 水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業 中山間地域型</li> </ul>	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p>1 畑地帯総合整備型</p> <p>(1) 担い手育成対策</p> <p>ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの</p> <p>イ 客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業のうちアと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの</p> <p>(2) 担い手支援対策</p> <p>ア (1)のアと同じ</p> <p>イ 客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業（農業経営高度化促進事業）のうちアと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの</p> <p>ウ 農業用排水施設整備のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業</p> <p>エ 単独土層改良</p> <p>オ 単独営農用水施設整備</p> <p>カ 単独水管理施設整備</p>	要領別紙2第2-1
	<p>2 畑地帯総合整備中山間地域型</p> <p>畑地帯総合整備型を中山間地域等で実施するもの</p>	要領別紙2第2-2
実施要件	<p>1 次の区分に応じた水利施設等保全高度化整備計画を作成する</p> <p>(1) 高付加価値区分による実施の場合 畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること</p> <p>(2) 農地集積促進区分による実施の場合 当該事業の担い手農地利用集積率が増加することが確実と見込まれるものであること</p> <p>(3) 水管理省力化区分による実施の場合 水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー等に資するものであること</p> <p>(4) 洪水調節機能強化区分による実施の場合 既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するものであること</p>	要綱第5 要領第4-1
	<p>2 畑地帯総合整備型については次の要件を満たすこと</p>	要領別紙2第4-1



(1) 担い手育成対策

ア 受益面積の合計が20ha以上。樹園地にあつては、次に掲げる全ての要件を満たす場合、それぞれ0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上であること。

(ア) 産地構造改革計画を策定していること

(イ) 事業完了時点で、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれている。

イ 調査・調整事業を実施する場合は、(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと

(ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと

①事業完了時に、当該事業の担い手農地利用集積率が下記のとおり増加すること

<当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付する畑地を合わせた面積の割合が8割以上の場合>

現況	基準
80%未満	80%以上となること
80%以上 90%未満	5%以上増加すること
90%以上 95%未満	95%以上となること
95%以上	担い手への利用集積が図られること

<上記以外の場合>

現況	基準
50%未満	50%以上となること
50%以上 90%未満	5%以上増加すること
90%以上 95%未満	95%以上となること
95%以上	担い手への利用集積が図られること

②事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること

(a) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上

(b) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時と比べ30%以上増加

(イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること

ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、担い手利用集積率が2の(1)のイの(ア)の①の表に示す通り増加

	<p>(2) 担い手支援対策</p> <p>ア 受益面積の合計が 30ha 以上。樹園地については、県知事が事業の妥当性について、やむを得ないと判断したものは、5ha 以上の団地の合計が 10ha 以上</p> <p>イ 単独施設整備を行う場合にあっては、アに関わらず、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 国・県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用排水施設を対象とするもの</p> <p>(イ) 受益面積が 30ha 以上であって、かつ、総事業費が 3 千 5 百万円以上</p> <p>(ウ) 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること (野菜指定産地、果樹濃密生産団地、高能率生産団地、寒冷地畑作振興地域、自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域、集約酪農地域、活動火山周辺地域等)</p> <p>ウ 単独土層改良を行う場合は、アに関わらず、畑地不良土層改良保全計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるもので、次の全ての要件を満たすこと</p> <p>(ア) 受益面積が 30ha 以上</p> <p>(イ) 畑作物の生産を振興すべき地域で行うもの</p> <p>(ウ) 不良土層地帯、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域、特定畑作物から他の畑作物へ転換に当たり必要と認められる地域のいずれかに該当する地域であること</p> <p>(エ) 営農上一定のまとまりを有する地域、かつ、基幹施設が概ね整備済みの地域</p> <p>(オ) 不良土層が受益面積の 5 割以上</p> <p>エ 単独営農用水を行う場合、受益農家が 7 戸以上又は酪農肉用牛生産振興法第 2 条の 3 第 1 項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営が可能な農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付面積が 150ha 以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものであること</p> <p>(ア) 受益農家が酪農経営農家の場合、酪農肉用牛生産振興法第 2 条の 4 第 1 項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内</p> <p>(イ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合、酪農肉用牛生産振興法第 2 条の 4 第 1 項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地</p>	
--	--	--

	<p>オ 単独水管理施設整備を行う場合、国・県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設の管理の省力化を図るもので、受益面積の合計が20ha以上（樹園地の場合は10ha以上）の地域を対象</p> <p>3 畑地帯総合整備中山間地域型については次の要件を満たすこと</p> <p>(1) 担い手育成対策</p> <p>受益面積の合計が10ha以上。ただし、事業の申請時に担い手が1戸以上あること。その他の要件は畑地帯総合整備型と同様。</p>	要領別紙2第4-2												
実施主体	県													
負担割合	<table border="1" data-bbox="354 638 1123 837"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畑地帯総合整備型</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>畑地帯総合整備 中山間地域型</td> <td>55%</td> <td>27.5%</td> <td>17.5%</td> </tr> </tbody> </table>			国	県	地元	畑地帯総合整備型	50%	27.5%	22.5%	畑地帯総合整備 中山間地域型	55%	27.5%	17.5%
	国	県	地元											
畑地帯総合整備型	50%	27.5%	22.5%											
畑地帯総合整備 中山間地域型	55%	27.5%	17.5%											
留意事項	<p>1 水田と畑が混在し不可避免的に水田を取り込むことはやむを得ないが、畑地が対象の事業であるため、受益面積及び総事業費について、水田に関するものが50%以上の地域は実施不可。</p> <p>2 水田の畑地化への取組は、担い手育成対策、担い手支援対策とも促進費が適用可能。</p> <p>3 受益者以外に対するものや公共施設は補償対象にできるが、区画整理区域内にある農業用の個人施設や立木等の有価物は、受益者があらかじめ撤去することを申請の要件とし、補償対象外とする。</p>													
調査計画	<p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1年目 国50%、地元50%</p> <p>2年目 県100%</p>													

中山間地域総合整備事業		
国事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域農業農村総合整備事業 中山間地域総合整備事業</li> <li>・ 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型</li> </ul>	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p style="text-align: center;">中山間地域農業農村総合整備事業 中山間地域総合整備事業</p> <p>中山間地域等において、農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を実施する事業とし、次の全てに該当する事業</p> <p>(1) 次の①及び②の事業のうち、2以上を行うもの</p> <p style="margin-left: 20px;">①農業生産基盤整備事業</p> <p style="margin-left: 40px;">農業用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業、土地基盤の再編・整序化事業、埋蔵文化財調査事業</p> <p style="margin-left: 20px;">②農村振興環境整備事業</p> <p style="margin-left: 40px;">農業集落道整備事業、営農飲雑用水施設整備事業、農業集落防災安全施設整備事業、用地整備事業、生産・販売・交流・農泊等施設整備事業、情報基盤施設整備事業、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業、農村資源利活用推進施設整備事業、交換分合事業</p> <p>(2) 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業のうち1以上を行うもの</p>	中山間 NN 事業要領第 2-1
	<p style="text-align: center;">農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型</p> <p>中山間地域において、農業生産基盤整備及び農村生活環境等の整備・再編を実施するものであり、次に掲げる事業</p> <p>(1) 集落型事業</p> <p style="margin-left: 20px;">一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図る事業であって、次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 一般型事業</p> <p style="margin-left: 40px;">農業生産基盤及び農村生活環境又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 生産基盤型事業</p> <p style="margin-left: 40px;">農業生産基盤整備のみを実施するもの</p>	



	<p>よる高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域</p> <p>①販売額の増加</p> <p>②営農コストの削減</p> <p>③集出荷・加工コストの削減</p> <p>(2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域</p> <p>①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む</p> <p>②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む</p> <p>3 構想・計画に関する要件</p> <p>(1) 農村振興基本計画（基本計画）</p> <p>農村振興の将来像を示し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農村振興に関する各種施策の実施と、地域住民をはじめとする多様な主体の参加と連携による、個性ある地域づくりの方針等を定める</p> <p>(2) 生産基盤保全・再編整備計画（整備計画）</p> <p>総合整備事業を実施しようとする、以下のア～ウの要件を満たす地域において、生産区域と粗放的管理区域の設定、整備の方向等に関する基本的な事項を定めるもの</p> <p>ア 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であること</p> <p>イ 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域であること</p> <p>ウ 営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること</p> <p>(3) 中山間地域農業農村総合整備計画（総合計画）</p> <p>総合整備事業を実施しようとする地区における農用地の現況及び問題点と農業の振興方向や、それに向けた取り組み方針及び地区独自の目標など、事業実施により地域が目指す姿を取りまとめるもの</p> <p>(4) 事業計画</p> <p>総合整備事業実施に必要な諸条件について調査、計画又は設計を行い、事業内容を具体化するもの</p>	<p>中山間 NN 執務参考資料第 4-(2)</p>
--	---	-----------------------------



	<p style="text-align: center;">農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型</p> <p>1 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域が対象であること</p> <p>2 次に掲げる要件を満たすこと</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く）、保全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること</p> <p>ア 集落型事業（一般型事業）</p> <p>農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く）、又はこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行うもので、かつ、農業生産基盤整備事業（農業用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業）のうち2以上の事業を行うものであって、事業の受益面積の合計が、60ha以上（本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が75%以上であり、かつ、主傾斜が20分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域においては20ha以上）</p> <p>なお、保全管理等事業を実施する場合は以下の要件を満たすこと</p> <p>①事業計画区域の農地面積に対して、生産区域の農地面積の割合が、7割程度は確保できる見通し</p> <p>②事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域</p> <p>イ 集落型事業（生産基盤型事業）</p> <p>農業生産基盤整備事業（ほ場整備事業）を行うものであって、その事業の受益面積の合計が20ha以上又はほ場整備事業と農業生産基盤整備事業（ほ場整備事業を除く）を併せて行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が10ha以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が20ha以上</p>	<p>農山漁村地域整備交付金要領運用 1第3-1</p> <p>農山漁村地域整備交付金要領運用 1第3-3</p>
--	--	---



	<p>ウ 集落型事業（生活環境型事業） 農村生活環境整備事業（農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの</p> <p>エ 広域連携型事業 農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く）を一体的に行うものであり、かつ、農業生産基盤整備事業（農業用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業）のうち2以上を行うものであって、その事業の受益面積の合計が60ha以上であること又は農村生活環境整備事業（農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うものであって、中山間地域広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進対策事業実施要綱に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられたものであること</p> <p>(2) 集落型事業（一般型事業）及び広域連携型事業 農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わされており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること</p>													
実施主体	県													
負担割合	<table border="1" data-bbox="354 1532 1123 1688"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>55%</td> <td>32%</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>粗放的管理地域</td> <td>55%</td> <td>33%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	一般	55%	32%	13%	粗放的管理地域	55%	33%	12%	
	国	県	地元											
一般	55%	32%	13%											
粗放的管理地域	55%	33%	12%											
留意事項	1 本事業の実施計画等策定事業については農業生産基盤整備事業以外の事業についても対象にできる（詳細は集落基盤整備事業の留意事項3を参照）													

調査計画	<ol style="list-style-type: none"><li>1 調査期間 1～2年</li><li>2 調査主体 県</li><li>3 調査費負担割合 1年目 国 55%、県 45% 2年真 県 100%</li></ol>
------	---

防災ダム事業								
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設等整備 防災ダム整備事業							
項目	内容	備考(参照箇所)						
事業内容	洪水調節用のダムの新設又は改修及び併せ行う関連整備	要領別紙2第2-1						
実施要件	<p>防災受益面積が100ha以上。ただし、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であって、次の要件の全てに該当する特例地域において行うものについては70ha以上</p> <p>1 計画年度の前年度から過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条第1項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること</p> <p>2 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること</p>	要領別紙2第4						
実施主体	県							
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%</td> <td>39%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>	国	県	地元	55%	39%	6%	
国	県	地元						
55%	39%	6%						
留意事項	農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る	要領別紙2第5-1						
調査計画	<p>1 調査期間 2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 1～2年目 国100%</p>							

ため池等整備事業（ため池整備）		
国事業名	農村地域防災減災事業 ため池整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備	要領別紙3第2-1
実施要件	<p>1 大規模事業</p> <p>防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 防災受益面積が70ha以上かつ、受益面積が40ha以上</p> <p>イ 防災受益面積が7ha以上かつ、受益面積が2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上</p> <p>2 小規模事業</p> <p>(1) 防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの</p> <p>ア 防災受益面積が7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上、かつ、受益面積が2ha以上</p> <p>イ 総事業費が800万円以上</p> <p>(2) ため池加速化対策として実施する場合</p> <p>ア 防災受益面積が7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上</p> <p>イ 総事業費が800万円以上</p> <p>3 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>対象となる農地面積が10ha以上であり、次に掲げるもの</p> <p>(1) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備</p> <p>(2) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備</p> <p>(3) 対象農地の関連整備</p> <p>4 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修</p> <p>(1) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であって、地震防災対策特別措置法第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があるもの</p> <p>(2) 地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直</p>	<p>要領別紙3第4-1-(1)</p> <p>要領別紙3第4-2-(1)</p> <p>要領別紙3第4-2-(2)</p> <p>要領別紙3第4-3</p> <p>要領別紙3第4-4</p>

	下地震緊急対策区域又は過去に大規模地震が発生したことのあ る地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域のいづ れかに該当する地域で行う事業であり、耐震化対策整備計画が策 定されている事業であること													
実施主体	県													
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>34%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>34%</td> <td>16% (11%)</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	大規模	55%	34%	11%	小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)	
	国	県	地元											
大規模	55%	34%	11%											
小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)											
留意事項	<p>1 地震からの安全を確保するための管理施設の新設・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理施設整備工事のみを行う場合、あらかじめ事業完了後の施設 の予定管理者及び維持管理計画を明らかにする</li> </ul> <p>2 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のた めに必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ 又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業以外の効果が見込まれる場合、当該効果が全体の事業効果の 50%未満のものに限る</li> <li>・防災重点農業用ため池で工事を実施する場合、工事を実施するた め池が市町村地域防災計画に位置付けられること</li> </ul>	要領別紙 3-2 第 2												
調査計画	<p>1 調査期間 2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 1～2年目 国 100%</p>													

ため池等整備事業（ため池整備）		
国事業名	農村地域防災減災事業 ため池整備事業 ため池総合整備工事 一般整備型	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、ため池の水質改善に必要な工事	要領別紙3第2-1-(2)
実施要件	<p>1 大規模事業</p> <p>(1) ため池の廃止に係るものを除き、中山間地域以外のもの</p> <p>ア 県が行うもの</p> <p>(ア) 受益面積が100ha以上</p> <p>(イ) 総事業費が8,000万円以上</p> <p>イ ため池の水質浄化に係るものは、<u>農村振興局長が別に定める条件に該当する地域</u>※で行うものであって、総事業費が3,500万円以上</p> <p>(2) 中山間地域において県が行うもの（ため池の廃止及びため池の水質改善に係るものを除く）</p> <p>ア 受益面積が70ha以上</p> <p>イ 総事業費が3,000万円以上</p> <p>2 小規模事業</p> <p>(1) ため池の廃止に係るものを除き、次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合は除く</p> <p>ア 受益面積が2ha以上</p> <p>イ 総事業費が800万円以上</p> <p>ウ ため池の水質浄化に係るものについては、<u>農村振興局長が別に定める条件に該当する地域</u>※で行うものであって、総事業費が3,500万円以上</p> <p>(2) ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費が800万円以上</p> <p>3 ため池の廃止</p> <p>廃止するため池の貯水量の合計が1,000 m<sup>3</sup>以上であって、総事業費が800万円以上</p>	<p>要領別紙3第4-1-(2)</p> <p>※留意事項5参照</p> <p>要領別紙3第4-1-(3)</p> <p>要領別紙3第4-2-(3)</p> <p>※留意事項5参照</p> <p>要領別紙3第4-2-(4)</p> <p>要領別紙3第4-5</p>
実施主体	県	
負担割合		

	国	県	地元	
大規模	55%	28%	17%	
小規模 (中山間)	50% (55%)	33%	17% (12%)	
留意事項	<p>1 大規模事業（実施要件1以外の要件）</p> <p>(1) 堤高が10m以上又は貯水量が10万m<sup>3</sup>（中山間地域は5万m<sup>3</sup>）以上</p> <p>(2) 想定被害額が1億円以上で、かつ、農業関係以外の被害額が5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域は、5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの）</p> <p>2 ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものにより、機能廃止の上で必要最低限の整備であり、次の要件全てに該当するものとする</p> <p>(1) ため池の貯水量が1,000 m<sup>3</sup>以上</p> <p>(2) 埋立てにより土地造成される場合は、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く</p> <p>(3) 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておく</p> <p>(4) 従前に農業用水を貯留する施設として利用してあって、かつ、他の用途に使用していないもの</p> <p>3 ため池のしゅんせつ工事は、安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、しゅんせつ土を耕土、基盤土等としての利用を努める。</p> <p>(1) 貯水量に対する堆砂率が10%以上</p> <p>(2) 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの</p> <p>(3) 特殊要因（流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等）による堆砂を対象とし、かつ、貯水量が10万m<sup>3</sup>以上30万m<sup>3</sup>未満、堤高が10m以上、堆砂量が3万m<sup>3</sup>以上</p> <p>(4) 池敷地内の土地造成に係るもので、公共の用に供され、かつ、その面積が1,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>4 地域の農業生産及び周辺環境に対して、悪影響を与えているため</p>			要領別紙3-2第3

	<p>池の水質を改善するために必要な工事</p> <p>(1) 以下の要件を満たすもの</p> <p>ア 水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じている</p> <p>イ ため池水質改善協議会の設置が見込まれる</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 水質改善に必要な農業用排水施設の新設又は変更</p> <p>イ 水質浄化施設整備</p> <p>(ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備</p> <p>(イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備</p> <p>5 農村振興局長が別に定める条件</p> <p>農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、下記の表の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計が10ha以上のもの</p> <table border="1" data-bbox="354 846 1125 1507"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>PH≦6.0 又は 7.5≦PH</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>COD≧6mg/l</td> </tr> <tr> <td>無機浮遊物質</td> <td>SS≧100mg/l</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素</td> <td>DO≧5mg/l</td> </tr> <tr> <td>全窒素濃度</td> <td>T-N≧1mg/l</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.05mg/l≦砒素</td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>検出されること</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>有機リン</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.01mg/l≦カドミウム</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.1mg/l≦鉛</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.05mg/l≦クロム</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	水素イオン濃度	PH≦6.0 又は 7.5≦PH	化学的酸素要求量	COD≧6mg/l	無機浮遊物質	SS≧100mg/l	溶存酸素	DO≧5mg/l	全窒素濃度	T-N≧1mg/l	砒素	0.05mg/l≦砒素	シアン	検出されること	アルキル水銀	〃	有機リン	〃	カドミウム	0.01mg/l≦カドミウム	鉛	0.1mg/l≦鉛	クロム	0.05mg/l≦クロム	<p>要領別紙 3-2 第 6-2</p>
項目	基準値																											
水素イオン濃度	PH≦6.0 又は 7.5≦PH																											
化学的酸素要求量	COD≧6mg/l																											
無機浮遊物質	SS≧100mg/l																											
溶存酸素	DO≧5mg/l																											
全窒素濃度	T-N≧1mg/l																											
砒素	0.05mg/l≦砒素																											
シアン	検出されること																											
アルキル水銀	〃																											
有機リン	〃																											
カドミウム	0.01mg/l≦カドミウム																											
鉛	0.1mg/l≦鉛																											
クロム	0.05mg/l≦クロム																											
<p>調査計画</p>	<p>1 調査期間</p> <p>2年</p> <p>2 調査主体</p> <p>県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1～2年目</p> <p>国 100%</p>																											



ため池等整備事業（ため池整備）															
国事業名	農村地域防災減災事業 ため池整備事業 ため池総合整備工事 長寿命化型														
項目	内容		備考（参照箇所）												
事業内容	施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事		要領別紙 3 第 2-1-(3)												
実施要件	1 施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積が 2 ha 以上のもの。ただし、ため池の加速化対策として実施する場合にはこの限りではない 2 ため池加速化対策として実施する場合には、施設長寿命化計画等が策定されているもの		要領別紙 3 第 4-6  要領別紙 3 第 4-7												
実施主体	県														
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>28%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>33%</td> <td>17% (12%)</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	大規模	55%	28%	17%	小規模 (中山間)	50% (55%)	33%	17% (12%)
	国	県	地元												
大規模	55%	28%	17%												
小規模 (中山間)	50% (55%)	33%	17% (12%)												
留意事項	1 施設長寿命化計画等は、次に掲げる計画のいずれかに該当するものとする (1) 農山漁村地域整備交付金の基幹水利施設保全型及び地域農業水利施設保全型（農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の運用 1 の第 1 の 6 及び 7）並びに農業水利施設保全合理化事業（水利用再編促進事業）の機能保全計画策定事業（農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の運用 3 の第 2 の 3 の (5)）の機能保全計画 (2) 水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業（水利施設等保全高度化事業実施要領別紙 1）の機能保全計画 (3) 農業水路等長寿命化・防災減災事業の機能保全計画策定等（農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領別表 3 の (1) のア）に係る機能保全計画又は施設長寿命化計画 (4) その他地方農政局長等が同等と認める計画		要領別紙 3-2 第 4-1												
調査計画	1 調査期間 2 年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1～2 年目 国 100%														

ため池等整備事業（ため池整備）																								
国事業名	農村地域防災減災事業 ため池整備事業 ため池群整備工事																							
項目	内容		備考（参照箇所）																					
事業内容	複数のため池を対象に行うため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備		要領別紙 3 第 2-2																					
実施要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td colspan="2">防災重点農業用ため池を含むもの</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td colspan="2">           防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもので、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるもので次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの            (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの            (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの            (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの         </td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>受益面積が 80ha 以上</td> <td>受益面積が 10ha 以上</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>防災受益面積が 200ha 以上又は想定被害額（農外）が 10 億円以上</td> <td>防災受益面積が 20ha 以上又は想定被害額（農外）が 1 億円以上</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>特例地域において、防災受益面積が 140ha 以上又は想定被害額が 7 億円以上</td> <td>特例地域において、防災受益面積が 14ha 以上又は想定被害額が 7,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td colspan="2">農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</td> </tr> </tbody> </table>			大規模	小規模	ア	防災重点農業用ため池を含むもの		イ	防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもので、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるもので次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの		ウ	受益面積が 80ha 以上	受益面積が 10ha 以上	エ	防災受益面積が 200ha 以上又は想定被害額（農外）が 10 億円以上	防災受益面積が 20ha 以上又は想定被害額（農外）が 1 億円以上	オ	特例地域において、防災受益面積が 140ha 以上又は想定被害額が 7 億円以上	特例地域において、防災受益面積が 14ha 以上又は想定被害額が 7,000 万円以上	カ	農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの		<大規模> 要領別紙 3 第 4-(4) <小規模> 要領別紙 3 第 4-(5)
	大規模	小規模																						
ア	防災重点農業用ため池を含むもの																							
イ	防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもので、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるもので次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの																							
ウ	受益面積が 80ha 以上	受益面積が 10ha 以上																						
エ	防災受益面積が 200ha 以上又は想定被害額（農外）が 10 億円以上	防災受益面積が 20ha 以上又は想定被害額（農外）が 1 億円以上																						
オ	特例地域において、防災受益面積が 140ha 以上又は想定被害額が 7 億円以上	特例地域において、防災受益面積が 14ha 以上又は想定被害額が 7,000 万円以上																						
カ	農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの																							
実施主体	県																							
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>34%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>34%</td> <td>16% (11%)</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	大規模	55%	34%	11%	小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)									
	国	県	地元																					
大規模	55%	34%	11%																					
小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)																					

留意事項	事業費のうち国の助成を除いた残額は県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする	要領別紙 3-2 第 5
調査計画	1 調査期間 2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1～2年目 国 100%	

ため池等整備事業（用排水施設整備）		
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業 用排水施設整備事業	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p>1 早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設及び付帯施設の整備</p> <p>2 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用用排水施設の新設又は変更</p> <p>3 風水害等で土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土砂崩壊防止工事又は水田法面の保護を目的とする水抜工及びこれに関連する整備</p> <p>4 湖沼隣接農用地の外水保全のための堤防又は樋門の新設又は変更等（湖岸堤防工事）</p>	要領別紙4第2-3
実施要件	<p>1 大規模事業</p> <p>（1）事業内容1及び2の事業</p> <p>ア 県が行うもの</p> <p>（ア）受益面積が400ha（中山間地域は200ha）以上</p> <p>（イ）総事業費が8,000万円以上（中山間地域で行うもの又はため池総合整備工事と併せ行うものは、3,000万円以上）</p> <p>イ 県以外が行うもの</p> <p>（ア）受益面積が200ha以上（中山間地域においては100ha以上）</p> <p>（イ）総事業費が8,000万円以上（中山間地域においては3,000万円以上）</p> <p>2 小規模事業</p> <p>（1）事業内容1及び2の事業</p> <p>受益面積が20ha（中山間地域において行うものは、10ha）以上、かつ、総事業費が800万円以上</p> <p>（2）事業内容3（水抜工）</p> <p>10ha以上</p> <p>3 事業内容3及び4の事業</p> <p>（1）県が行うもの</p> <p>ア 湖岸堤防工事は、防災受益面積が20ha以上</p> <p>イ 土砂崩壊防止工事は、防災受益面積が5ha以上</p> <p>（2）県以外のものを行うもの</p> <p>ア 大規模事業</p> <p>（ア）防災受益面積が200ha以上（土砂崩壊防止工事を除く）</p>	要領別紙2第4

	<p>(イ) 総事業費が 8,000 万円以上</p> <p>イ 小規模事業</p> <p>(ア) 防災受益面積が 20ha 以上 (土砂崩壊防止工事を除く)</p> <p>(イ) 総事業費が 800 万円以上</p>													
実施主体	県、団体													
負担割合	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>28%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>33%</td> <td>17% (12%)</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	大規模	55%	28%	17%	小規模 (中山間)	50% (55%)	33%	17% (12%)	
	国	県	地元											
大規模	55%	28%	17%											
小規模 (中山間)	50% (55%)	33%	17% (12%)											
留意事項	<p>1 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の要件</p> <p>(1) 頭首工</p> <p>流域又は河状の変化等により農用地等に被害を与えるおそれのあるもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの</p> <p>イ 流木又は土砂体積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの</p> <p>(2) 樋門</p> <p>堤防と一体のもので、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺農用地等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの</p> <p>(3) 用排水機場</p> <p>ア 排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの</p> <p>イ 用排水機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>(4) 水路</p> <p>ア 山腹部の水路で、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地等に被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>イ 盛土又は軟弱基盤上に築造された水路で、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺農用地等に被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>ウ 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの</p> <p>エ サイホン、水路橋又は暗渠等の損傷により、周辺の農用地等</p>	要領別紙 4-2 第 2												

	に被害を与えるおそれのあるもの オ ア～エと一連の施設であって、分離して施行することが困難 又は不適當なもの	
調査計画	<県営の場合> 1 調査期間 2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1～2年目 国 100%	

ため池等整備事業（ため池整備）															
国事業名	農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型														
項目	内容		備考（参照箇所）												
事業内容	耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備		要領別紙 17 第 2-1-(1)												
実施要件	<p>1 大規模事業</p> <p>(1) 防災重点農業用ため池であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 防災受益面積が 70ha 以上かつ受益面積が 40ha 以上</p> <p>イ 防災受益面積が 7 ha 以上かつ受益面積が 2 ha 以上であって、想定被害額（農外）が 3 億円以上</p> <p>2 小規模事業</p> <p>(1) 防災重点農業用ため池であって、次のいずれかに該当するもの（ため池加速対策除く）</p> <p>ア 防災受益面積が 7 ha 以上又は想定被害額が 4,000 万円以上かつ受益面積が 2 ha 以上</p> <p>イ 総事業費が 4,000 万円以上のもの</p> <p>(2) ため池加速化対策として実施する場合</p> <p>ア 防災受益面積が約 7 ha 以上又は想定被害額 4,000 万円以上のもの</p> <p>イ 総事業費が約 4,000 万円以上</p> <p>3 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備では、対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの</p> <p>(1) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備</p> <p>(2) 対象農地の排水先に当たる排水施設の一部の農道整備</p> <p>(3) 対象農地の関連整備</p> <p>4 農村地域防災減災総合計画又は農村地域防災減災推進計画に位置付けられた事業であること</p>		<p>要領別紙 17 第 4-1-(1)</p> <p>要領別紙 17 第 4-2-(1)</p> <p>要領別紙 17 第 4-2-(2)</p> <p>要領別紙 17 第 4-3</p> <p>要綱第 7-2</p>												
実施主体	県														
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>34%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>34%</td> <td>16% (11%)</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	大規模	55%	34%	11%	小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)
	国	県	地元												
大規模	55%	34%	11%												
小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)												

留意事項	<p>1 地震から安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修 →管理施設整備工事のみを行う場合、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにする</p> <p>2 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 →工事を実施するため池が市町村地域防災計画に位置付けられることとする</p>	要領別紙17-2第2
調査計画	<p>1 調査期間 2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 1～2年目 国100%</p>	



ため池等整備事業（ため池整備）															
国事業名	農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 一般整備型														
項目	内容		備考（参照箇所）												
事業内容	<p>築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事</p>		要領別紙 17 第 2-1-(2)												
実施要件	<p>1 大規模事業</p> <p>(1) ため池の廃止に係るものを除く事業であって、中山間地域以外のものにあつては、次に該当するもの</p> <p>ア 県が行うもの</p> <p>(ア) 受益面積が 100ha 以上</p> <p>(イ) 総事業費が 8,000 万円以上</p> <p>イ ため池の水質浄化に係るものについては、<u>農村振興局長が別に定める条件</u>※に該当する地域で行うものであつて、総事業費が約 4,000 万円以上</p> <p>(2) 中山間地域において県が行うもの</p> <p>ア 受益面積が 70ha 以上</p> <p>イ 総事業費が 4,000 万円以上</p> <p>2 小規模事業</p> <p>(1) ため池の廃止に係るものを除く事業にあつては、次に該当するもの</p> <p>ア 受益面積が 2 ha 以上</p> <p>イ 総事業費が 4,000 万円以上</p> <p>(2) ため池加速化対策として、ため池廃止に係るものを除く事業を実施する場合にあつては、総事業費が 4,000 万円以上のもの</p> <p>3 ため池の廃止にあつては、廃止するため池の貯水量が 1,000 m<sup>3</sup>以上で、総事業費が約 4,000 万円以上のもの</p>		<p>要領別紙 17 第 4-1-(2)</p> <p>※留意事項 5 参照</p> <p>要領別紙 17 第 4-1-(3)</p> <p>要領別紙 17 第 4-2-(3)</p> <p>要領別紙 17 第 4-2-(4)</p> <p>要領別紙 17 第 4-4</p>												
実施主体	県														
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>34%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>34%</td> <td>16% (11%)</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	大規模	55%	34%	11%	小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)
	国	県	地元												
大規模	55%	34%	11%												
小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)												

留意事項	<p>1 大規模事業の対象とする施設は、IIに掲げる要件の他次の要件を満たすものとする</p> <p>(1) 堤高が10m以上又は貯水量が10万<math>\text{m}^3</math>(中山間地域は5万<math>\text{m}^3</math>)</p> <p>(2) 想定被害額が1億円以上かつ、農業関係以外の被害額が5,000万円以上を占め、さらに、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの(中山間地域にあつては、想定被害額が5,000万円以上かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの)</p> <p>2 ため池廃止は、災害の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする</p> <p>(1) 貯水量が1,000<math>\text{m}^3</math>以上</p> <p>(2) 埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること(堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く)</p> <p>(3) 事業実施に先立ち、事業主体は廃止後の管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常があつた時の対処方法について、明らかにしておく</p> <p>(4) 農業用水を貯留する施設として利用されていたもので、かつ、他の用途がないもの</p> <p>3 しゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものであつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(1) 貯水量に対する堆砂率が10%以上</p> <p>(2) 堆砂により、洪水時等の緊急放流が阻害されているもの</p> <p>(3) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量が10万<math>\text{m}^3</math>~30万<math>\text{m}^3</math>、堤高が10m以上のもので、堆砂量が3万<math>\text{m}^3</math>以上</p> <p>(4) 池敷地内の土地造成に係るもので、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積が1,000<math>\text{m}^2</math>以上</p> <p>4 地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事について、</p> <p>(1) 以下の要件を満たすこと</p> <p>ア 施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること</p> <p>イ ため池水質改善協議会の設置が見込まれること</p>	要領別紙17-2第3

	<p>(2) 事業内容</p> <p>ア 水質改善に必要な農業用排水施設の新設又は変更</p> <p>イ 水質浄化施設整備</p> <p>(ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備</p> <p>(イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備</p> <p>5 農村振興局長が別に定める条件</p> <p>農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、下記の表の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計が10ha以上のもの</p> <table border="1" data-bbox="354 611 1123 1290"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>PH<math>\leq</math>6.0 又は 7.5<math>\leq</math>PH</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>COD<math>\geq</math>6mg/l</td> </tr> <tr> <td>無機浮遊物質</td> <td>SS<math>\geq</math>100mg/l</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素</td> <td>DO<math>\leq</math>5mg/l</td> </tr> <tr> <td>全窒素濃度</td> <td>T-N<math>\geq</math>1mg/l</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.05mg/l<math>\leq</math>砒素</td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>検出されること</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>有機リン</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.01mg/l<math>\leq</math>カドミウム</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.1mg/l<math>\leq</math>鉛</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.05mg/l<math>\leq</math>クロム</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	水素イオン濃度	PH $\leq$ 6.0 又は 7.5 $\leq$ PH	化学的酸素要求量	COD $\geq$ 6mg/l	無機浮遊物質	SS $\geq$ 100mg/l	溶存酸素	DO $\leq$ 5mg/l	全窒素濃度	T-N $\geq$ 1mg/l	砒素	0.05mg/l $\leq$ 砒素	シアン	検出されること	アルキル水銀	〃	有機リン	〃	カドミウム	0.01mg/l $\leq$ カドミウム	鉛	0.1mg/l $\leq$ 鉛	クロム	0.05mg/l $\leq$ クロム	<p>要領別紙3-2第6-2</p>
項目	基準値																											
水素イオン濃度	PH $\leq$ 6.0 又は 7.5 $\leq$ PH																											
化学的酸素要求量	COD $\geq$ 6mg/l																											
無機浮遊物質	SS $\geq$ 100mg/l																											
溶存酸素	DO $\leq$ 5mg/l																											
全窒素濃度	T-N $\geq$ 1mg/l																											
砒素	0.05mg/l $\leq$ 砒素																											
シアン	検出されること																											
アルキル水銀	〃																											
有機リン	〃																											
カドミウム	0.01mg/l $\leq$ カドミウム																											
鉛	0.1mg/l $\leq$ 鉛																											
クロム	0.05mg/l $\leq$ クロム																											
<p>調査計画</p>	<p>1 調査期間</p> <p>2年</p> <p>2 調査主体</p> <p>県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1～2年目</p> <p>国100%</p>																											

ため池等整備事業（ため池整備）																					
国事業名	農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池群整備工事																				
項目	内容		備考（参照箇所）																		
事業内容	複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備		要領別紙 17 第 2-2																		
実施要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもの、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>受益面積が 80ha 以上</td> <td>受益面積が 10ha 以上</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>防災受益面積が 200ha 以上又は想定被害額（農外）が 10 億円以上</td> <td>防災受益面積が 20ha 以上又は想定被害額（農外）が 1 億円以上</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>特例地域で行うものは、防災受益面積が 140ha 以上又は想定被害額（農外）が 7 億円以上</td> <td>特例地域で行うものにおいては、防災受益面積が 14ha 以上又は想定被害額（農外）が 7,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td colspan="2">農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</td> </tr> </tbody> </table>			大規模	小規模	ア	防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもの、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの		イ	受益面積が 80ha 以上	受益面積が 10ha 以上	ウ	防災受益面積が 200ha 以上又は想定被害額（農外）が 10 億円以上	防災受益面積が 20ha 以上又は想定被害額（農外）が 1 億円以上	エ	特例地域で行うものは、防災受益面積が 140ha 以上又は想定被害額（農外）が 7 億円以上	特例地域で行うものにおいては、防災受益面積が 14ha 以上又は想定被害額（農外）が 7,000 万円以上	オ	農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの		<p>&lt;大規模&gt; 要領別紙 17 第 4 -1- (4)</p> <p>&lt;小規模&gt; 要領別紙 17 第 4 -2- (5)</p>
	大規模	小規模																			
ア	防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもの、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの																				
イ	受益面積が 80ha 以上	受益面積が 10ha 以上																			
ウ	防災受益面積が 200ha 以上又は想定被害額（農外）が 10 億円以上	防災受益面積が 20ha 以上又は想定被害額（農外）が 1 億円以上																			
エ	特例地域で行うものは、防災受益面積が 140ha 以上又は想定被害額（農外）が 7 億円以上	特例地域で行うものにおいては、防災受益面積が 14ha 以上又は想定被害額（農外）が 7,000 万円以上																			
オ	農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの																				
実施主体	県																				
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>34%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>34%</td> <td>16% (11%)</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	大規模	55%	34%	11%	小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)						
	国	県	地元																		
大規模	55%	34%	11%																		
小規模 (中山間)	50% (55%)	34%	16% (11%)																		

留意事項	事業費のうち国の助成を除いた残額は県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努める	要領別紙 17-2 第 4
調査計画	1 調査期間 2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1～2年目 国 100%	

ため池等整備事業		
国事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p>1 自然災害等対策 ①ため池整備、②湛水防除、③地盤沈下対策、④農業用排水施設整備、⑤土砂崩壊防止、⑥特定農業用管水路等特別対策、⑦農業用河川工作物応急対策、⑧施設撤去・廃止、⑨水質保全対策、⑩利活用保全、⑪機能保全計画策定等、⑫実施計画策定、⑬耐震性点検・調査、⑭安全度評価</p> <p>2 危機管理対策 危機管理システム等整備</p> <p>3 ため池防災環境整備 防災重点農業用ため池の①緊急的な防災対策、②地域防災上のリスク除去、③ハード整備の着手促進</p> <p>4 流域治水対策 ①農業用排水施設整備、②危機管理システム等整備、③附帯安全施設、④管理体制強化対策</p> <p>5 ため池の保全・避難対策 ①ハザードマップ作成、②監視・管理体制の強化、③減災対策</p>	<p>要綱別表区分 2</p> <p>要綱別表区分 3</p>
実施要件	<p>1 長寿命化・防災減災計画を作成</p> <p>2 ①自然災害対策（ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、施設撤去・廃止、水質保全対策、耐震性点検・調査）、②危機管理対策（危機管理システム等整備）、③ため池防災環境整備（緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去）、④流域治水対策（農業用排水施設整備、危機管理システム等整備、附帯安全施設整備、管理体制強化対策）を実施する場合は、1に加え、以下の全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</p> <p>(2) 1地区当たりの受益農業従事者数が2者以上（施設の廃止や撤去を行う場合は除く）</p> <p>(3) 1地区当たりの工事工期が原則3か年以内（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内）</p> <p>3 ①自然災害対策（利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定）、③ため池防災環境整備（ハード整備の着手促進）及び⑤ため池の保全・避難対策（ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施）を実施する場合は、1の要件に加え、1地区当た</p>	<p>要綱第 6-1</p> <p>要綱第 6-2</p> <p>要綱第 6-3</p>

	りの事業工期が1か年以内																																																																																			
実施主体	県、市町村、土地改良区、農業者等の組織する団体																																																																																			
負担割合	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;ため池整備&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①防災ため池工事 (中山間)</td> <td>①50% (55%)</td> <td>①34% (34%)</td> <td>①16% (11%)</td> </tr> <tr> <td>②地震対策ため池防 災工事(中山間)</td> <td>②50% (55%)</td> <td>②34% (34%)</td> <td>②16% (11%)</td> </tr> <tr> <td>③ため池整備工事 (中山間)</td> <td>③50% (55%)</td> <td>③29% (29%)</td> <td>③21% (16%)</td> </tr> <tr> <td>&lt;用排水施設整備&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①湛水防除 (中山間)</td> <td>①50% (55%)</td> <td>①32% (32%)</td> <td>①18% (13%)</td> </tr> <tr> <td>②用排水施設整備:早 急・土砂崩壊(中山間)</td> <td>②50% (55%)</td> <td>②29% (29%)</td> <td>②21% (16%)</td> </tr> <tr> <td>③用排水施設整備:溢 水(中山間)</td> <td>③50% (55%)</td> <td>③29% (29%)</td> <td>③21% (16%)</td> </tr> <tr> <td>農業用河川工作物応 急対策(中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>32% (32%)</td> <td>18% (13%)</td> </tr> <tr> <td>施設撤去・廃止 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>32% (32%)</td> <td>18% (13%)</td> </tr> <tr> <td>土地改良施設耐震対 策(中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>32% (32%)</td> <td>18% (13%)</td> </tr> <tr> <td>特定農業用管水路等 特別対策(中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>35% (35%)</td> <td>15% (10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;市町村、土地改良区、その他の農業者等の組織する団体&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池廃止<sup>※1</sup>(防災重点農 業用ため池)</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ため池廃止<sup>※2</sup>(上記以外)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①一般</td> <td>①50%</td> <td>①21%</td> <td>①29%</td> </tr> <tr> <td>②中山間</td> <td>②55%</td> <td>②21%</td> <td>②24%</td> </tr> <tr> <td>&lt;ため池整備&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①地震対策ため池防災工 事(中山間)</td> <td>①50% (55%)</td> <td>①21% (21%)</td> <td>①29% (24%)</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	地元	<ため池整備>				①防災ため池工事 (中山間)	①50% (55%)	①34% (34%)	①16% (11%)	②地震対策ため池防 災工事(中山間)	②50% (55%)	②34% (34%)	②16% (11%)	③ため池整備工事 (中山間)	③50% (55%)	③29% (29%)	③21% (16%)	<用排水施設整備>				①湛水防除 (中山間)	①50% (55%)	①32% (32%)	①18% (13%)	②用排水施設整備:早 急・土砂崩壊(中山間)	②50% (55%)	②29% (29%)	②21% (16%)	③用排水施設整備:溢 水(中山間)	③50% (55%)	③29% (29%)	③21% (16%)	農業用河川工作物応 急対策(中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)	施設撤去・廃止 (中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)	土地改良施設耐震対 策(中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)	特定農業用管水路等 特別対策(中山間)	50% (55%)	35% (35%)	15% (10%)		国	県	地元	ため池廃止 <sup>※1</sup> (防災重点農 業用ため池)	100%	—	—	ため池廃止 <sup>※2</sup> (上記以外)				①一般	①50%	①21%	①29%	②中山間	②55%	②21%	②24%	<ため池整備>				①地震対策ため池防災工 事(中山間)	①50% (55%)	①21% (21%)	①29% (24%)	
	国	県	地元																																																																																	
<ため池整備>																																																																																				
①防災ため池工事 (中山間)	①50% (55%)	①34% (34%)	①16% (11%)																																																																																	
②地震対策ため池防 災工事(中山間)	②50% (55%)	②34% (34%)	②16% (11%)																																																																																	
③ため池整備工事 (中山間)	③50% (55%)	③29% (29%)	③21% (16%)																																																																																	
<用排水施設整備>																																																																																				
①湛水防除 (中山間)	①50% (55%)	①32% (32%)	①18% (13%)																																																																																	
②用排水施設整備:早 急・土砂崩壊(中山間)	②50% (55%)	②29% (29%)	②21% (16%)																																																																																	
③用排水施設整備:溢 水(中山間)	③50% (55%)	③29% (29%)	③21% (16%)																																																																																	
農業用河川工作物応 急対策(中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)																																																																																	
施設撤去・廃止 (中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)																																																																																	
土地改良施設耐震対 策(中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)																																																																																	
特定農業用管水路等 特別対策(中山間)	50% (55%)	35% (35%)	15% (10%)																																																																																	
	国	県	地元																																																																																	
ため池廃止 <sup>※1</sup> (防災重点農 業用ため池)	100%	—	—																																																																																	
ため池廃止 <sup>※2</sup> (上記以外)																																																																																				
①一般	①50%	①21%	①29%																																																																																	
②中山間	②55%	②21%	②24%																																																																																	
<ため池整備>																																																																																				
①地震対策ため池防災工 事(中山間)	①50% (55%)	①21% (21%)	①29% (24%)																																																																																	

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>②ため池整備工事 (中山間)</td> <td>②50% (55%)</td> <td>②18% (18%)</td> <td>②32% (27%)</td> </tr> <tr> <td>&lt;用排水施設整備&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①湛水防除 (中山間)</td> <td>①50% (55%)</td> <td>①18% (18%)</td> <td>①32% (27%)</td> </tr> <tr> <td>②用排水施設整備：早急・ 土砂崩壊(中山間)</td> <td>②50% (55%)</td> <td>②18% (18%)</td> <td>②32% (27%)</td> </tr> <tr> <td>③用排水施設整備：溢水 (中山間)</td> <td>③50% (55%)</td> <td>③18% (18%)</td> <td>③32% (27%)</td> </tr> <tr> <td>農業用河川工作物応急対 策(中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>32% (32%)</td> <td>18% (13%)</td> </tr> <tr> <td>施設撤去・廃止 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>21% (21%)</td> <td>29% (24%)</td> </tr> <tr> <td>土地改良施設耐震対策 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>21% (21%)</td> <td>29% (24%)</td> </tr> <tr> <td>特定農業用管水路等特別 対策(中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>18% (18%)</td> <td>32% (27%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 防災重点農業用ため池は「ため池防災環境整備」によって廃止  ※2 防災重点農業用ため池以外のため池は「自然災害等対策」によっ て廃止</p>	②ため池整備工事 (中山間)	②50% (55%)	②18% (18%)	②32% (27%)	<用排水施設整備>				①湛水防除 (中山間)	①50% (55%)	①18% (18%)	①32% (27%)	②用排水施設整備：早急・ 土砂崩壊(中山間)	②50% (55%)	②18% (18%)	②32% (27%)	③用排水施設整備：溢水 (中山間)	③50% (55%)	③18% (18%)	③32% (27%)	農業用河川工作物応急対 策(中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)	施設撤去・廃止 (中山間)	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)	土地改良施設耐震対策 (中山間)	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)	特定農業用管水路等特別 対策(中山間)	50% (55%)	18% (18%)	32% (27%)	
②ため池整備工事 (中山間)	②50% (55%)	②18% (18%)	②32% (27%)																																			
<用排水施設整備>																																						
①湛水防除 (中山間)	①50% (55%)	①18% (18%)	①32% (27%)																																			
②用排水施設整備：早急・ 土砂崩壊(中山間)	②50% (55%)	②18% (18%)	②32% (27%)																																			
③用排水施設整備：溢水 (中山間)	③50% (55%)	③18% (18%)	③32% (27%)																																			
農業用河川工作物応急対 策(中山間)	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)																																			
施設撤去・廃止 (中山間)	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)																																			
土地改良施設耐震対策 (中山間)	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)																																			
特定農業用管水路等特別 対策(中山間)	50% (55%)	18% (18%)	32% (27%)																																			
留意事項	<p>1 農業用ため池の整備を行う場合、農業用ため池の管理及び保全に 関する法律附則第2条第1項に規定する届出又は第4条第3項に規 定するデータベースへの記録がされたため池であることを確認する</p> <p>2 事業対象施設</p> <p>①国営造成施設と一体となる（＝当該受益の受益面積が国営造成施 設の受益地と重複する）農業水利施設</p> <p>②国庫補助事業で造成された農業水利施設</p> <p>③国庫補助事業で補修・更新、維持管理された施設（例：日本型直接 支払いの対象となっている施設）、又はそれらと一連のつながりを有 する施設</p> <p>④国庫補助事業で定める要件と同等の受益面積（かんがい受益面積、 防災）かんがい受益面積、防災）かんがい受益面積、防災）や施設 規模を持つ施設</p> <p>⑤国庫補助事業で定める要件と同等の想定被害額を有する施設</p> <p>⑥農林水産省以外の国庫補助事業等で造成・補修された施設で、適切 な維持管理がなされ、現在においても農業利用が継続している施設</p> <p>⑦防災重点農業用ため池の対策については、「防災重点農業用ため池</p>	要領第 10-1																																				



	<p>に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものが対象</p> <p>3 計画期間の変更は計画の認定年度から5か年以内で、期間の変更を繰り返すことによる長期化は認められない</p>	
調査計画	<p>1 調査期間 1年</p> <p>2 調査主体 県、市町村、土地改良区、その他の農業者等の組織する団体</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>①国 100%（～1千万）：通常</p> <p>②国 100%（～3千万）：ため池の耐震性点検・調査を行う場合</p>	

湛水防除事業															
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業 湛水防除事業（排水施設整備対策工事）														
項目	内容		備考（参照箇所）												
事業内容	<p>1 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修（排水施設整備工事）</p> <p>2 排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理必要な施設の新設又は改修（排水管理施設整備工事）</p> <p>3 1により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（湛水防除施設改修工事）</p>		要領別紙4第2-1-(1)												
実施要件	<p>1 大規模事業</p> <p>(1) 事業内容1及び3 受益面積が400ha以上、かつ、総事業費が5億円以上</p> <p>(2) 事業内容2 受益面積が1,000ha以上のもの</p> <p>2 小規模事業</p> <p>(1) 事業内容1及び3 受益面積が30ha（畑は20ha）以上、かつ、総事業費が5,000万円以上</p> <p>(2) 事業内容2 受益面積が100ha以上</p>		<p>要領別紙4第4-1</p> <p>要領別紙4第4-2</p>												
実施主体	県、団体														
負担割合	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>37%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>小規模 (中山間)</td> <td>50% (55%)</td> <td>37%</td> <td>13% (8%)</td> </tr> </tbody> </table>			国	県	地元	大規模	55%	37%	8%	小規模 (中山間)	50% (55%)	37%	13% (8%)	
	国	県	地元												
大規模	55%	37%	8%												
小規模 (中山間)	50% (55%)	37%	13% (8%)												
留意事項	<p>1 事業内容1及び3の事業にあつては、次のいずれかに該当するものに、事業内容2の事業にあつては、次の(1)に該当するものに限る</p> <p>(1) 農業以外の事業効果が見込まれる場合は、当該効果が全体の事業効果の50%未満</p> <p>(2) 受益面積の50%以上が農用地であるもの</p>		要領別紙4第6-1												

	<p>2 本事業で、国営総合農地防災事業の受益に係る地域において、当該国営総合農地防災事業と一体となってその効果を発現するのに必要なものについては、1を適用せず、小規模事業については20ha以上、大規模事業については400ha以上</p> <p>3 各事業を実施する場合、採択要件のほか、次に定める基準を満たすものとする</p> <p>(1) 排水施設整備工事</p> <p>ア 次のいずれかに該当する地区であること</p> <p>(ア) 排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区</p> <p>(イ) 受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以上の場合で、しばしば湛水被害を受ける地域</p> <p>(ウ) 地盤沈下等により湛水被害の著しい地域</p> <p>(エ) 受益面積と流域面積との比が3倍以上で、負担に耐えないもの</p> <p>イ 排水調整池が対象の場合、耕作放棄地を利用する。また、自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみ。</p> <p>(2) 排水管理施設整備工事</p> <p>以下の条件をすべて満たす</p> <p>ア 排水施設整備工事で造成された施設が主たるもの</p> <p>イ 同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの</p> <p>ウ 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの</p>	<p>要領別紙4第6-2</p> <p>要領別紙4-2第1-1</p>
調査計画	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1年目 国 100%</p> <p>2年目 県 100%</p>	

農業用河川工作物応急対策事業																											
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設整備 農業用河川工作物応急対策事業																										
項目	内容		備考（参照箇所）																								
事業内容	1 農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備 補強、撤去又は撤去に伴う整備		要領別紙7第2-1																								
	2 農業用道路横断工作物の耐震補強整備		要領別紙7第2-2																								
実施要件	1 大規模事業 総事業費1億円以上 2 小規模事業 総事業費800万円以上		要領別紙7第4																								
実施主体	県、団体																										
負担割合	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>37%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>小規模①</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>小規模① (中山間地域)</td> <td>55%</td> <td>42%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>小規模②</td> <td>50%</td> <td>32%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>小規模② (中山間地域)</td> <td>55%</td> <td>32%</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大規模は総事業費1億円以上、小規模①は総事業費5千万円以上1億円未満、小規模②は8百万円以上5千万円未満</p>			国	県	地元	大規模	55%	37%	8%	小規模①	50%	42%	8%	小規模① (中山間地域)	55%	42%	3%	小規模②	50%	32%	18%	小規模② (中山間地域)	55%	32%	13%	→詳細は、要領別紙7第7を参照
	国	県	地元																								
大規模	55%	37%	8%																								
小規模①	50%	42%	8%																								
小規模① (中山間地域)	55%	42%	3%																								
小規模②	50%	32%	18%																								
小規模② (中山間地域)	55%	32%	13%																								
留意事項	<p>1 対象施設</p> <p>(1) 工作物の構造が不相当等のため、前後一連の区間に比べ治水機能が劣るものについて対策基準により改善措置が必要なもの及びこれと一連の施設で洪水からの安全を確保するため、一体としての工事の実施が必要なもの</p> <p>(2) 工作物の機能が失われ、前後一連の区間に比べ治水機能が劣るものについて洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施が必要なもの</p>		要領別紙7第5-1																								
調査計画	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1年目 国 100%</p> <p>2年目 県 100%</p>																										

水質保全対策事業		
国事業名	農村地域防災減災事業 用排水施設整備 水質保全対策事業	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p>1 農業用排水施設整備</p> <p>(1) 水質汚濁等に起因する障害除去のための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更又は併せて行う客土</p> <p>(2) 水質浄化施設整備</p> <p>(3) 処理施設整備</p> <p>(4) (1)～(3)と併せ行う施設整備</p> <p>2 水質保全施設整備</p> <p>(1) 水質浄化施設整備</p> <p>(2) 処理施設整備</p> <p>(3) 環境保全施設整備</p> <p>(4) 面源負荷抑制施設整備</p> <p>(5) (1)～(4)と併せ行う施設整備</p> <p>3 支援事業</p> <p>4 耕土流出防止施設整備</p> <p>(1) 流出水対策施設整備</p> <p>(2) 発生源対策施設整備</p> <p>(3) 保全対策施設整備</p> <p>(4) 営農連携事業</p> <p>5 水質保全施設改修工事</p>	要領別紙9別表1
実施要件	<p>事業内容1～3を実施する場合は下の1又は2のいずれかを満たす</p> <p>事業内容4を実施する場合は下の3を満たす</p> <p>事業内容5を実施する場合は下の4を満たす</p> <p>1 水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、留意事項1及び2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。ただし、留意事項1及び2に掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、県知事は、県農業用水基準について、県を単位として定め、留意事項1及び2に代えることができるものとする。</p> <p>(1) 大規模事業</p> <p>受益面積が400ha以上で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 老朽化又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因し</p>	要領別紙9第5

	<p>て脆弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するもの</p> <p>イ 農用地の湛水を排除するもの</p> <p>ウ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制によるもの</p> <p>(2) 小規模事業 受益面積が 10ha 以上</p> <p>2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業で、受益面積が 20ha 以上</p> <p>3 県が実施主体の場合、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が 20ha 以上</p> <p>4 適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること</p> <p>(1) 1 の地域で整備した施設</p> <p>ア 大規模事業 受益面積が 400ha 以上で、1 の (1) のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 小規模事業 受益面積が 10ha 以上</p> <p>(2) 2 の地域で整備した施設 受益面積が 20ha 以上</p> <p>(3) 3 の地域で整備した施設 県営の場合、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が 20ha 以上</p>													
実施主体	県、団体													
負担割合	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1" data-bbox="354 1682 1123 1839"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50%</td> <td>34%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>34%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	一般	50%	34%	16%	中山間地域	55%	34%	11%	
	国	県	地元											
一般	50%	34%	16%											
中山間地域	55%	34%	11%											

留意事項	1 農業用水に関する水質の基準値及び測定法	要領別紙9別表2																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>6.0 以下又は 7.5 以上</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(COD)</td> <td>6mg/l 以上</td> </tr> <tr> <td>無機浮遊物質(SS)</td> <td>100mg/l 以上</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素(DO)</td> <td>5mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>全窒素濃度(T-N)</td> <td>1mg/l 以上</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.05mg/l 以上</td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>検出されること</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>有機リン</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.01mg/l 以上</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.1mg/l 以上</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.05mg/l 以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準値	水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 7.5 以上	化学的酸素要求量(COD)	6mg/l 以上	無機浮遊物質(SS)	100mg/l 以上	溶存酸素(DO)	5mg/l 以下	全窒素濃度(T-N)	1mg/l 以上	砒素	0.05mg/l 以上	シアン	検出されること	アルキル水銀	〃	有機リン	〃	カドミウム	0.01mg/l 以上	鉛	0.1mg/l 以上
項目	基準値																									
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 7.5 以上																									
化学的酸素要求量(COD)	6mg/l 以上																									
無機浮遊物質(SS)	100mg/l 以上																									
溶存酸素(DO)	5mg/l 以下																									
全窒素濃度(T-N)	1mg/l 以上																									
砒素	0.05mg/l 以上																									
シアン	検出されること																									
アルキル水銀	〃																									
有機リン	〃																									
カドミウム	0.01mg/l 以上																									
鉛	0.1mg/l 以上																									
クロム	0.05mg/l 以上																									
	2 農業排水に関する水質の基準値																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>6.0 以下又は 8.5 以上</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>10mg/l 以上</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>ゴミ等の浮遊が認められること</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素量(DO)</td> <td>2mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 8.5 以上	生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/l 以上	浮遊物質(SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	溶存酸素量(DO)	2mg/l 以下															
項目	基準値																									
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 8.5 以上																									
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/l 以上																									
浮遊物質(SS)	ゴミ等の浮遊が認められること																									
溶存酸素量(DO)	2mg/l 以下																									
調査計画	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査期間 1～2年</li> <li>2 調査主体 県</li> <li>3 調査費負担割合 1年目 国 100% 2年目 県 100%</li> </ol>																									

地すべり対策事業								
国事業名	農村地域防災減災事業 地すべり対策事業							
項目	内容	備考（参照箇所）						
事業内容	<p>1 地すべり防止工事 地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事</p> <p>2 ぼた山崩壊防止工事 ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事</p> <p>3 関連事業 (1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの (2) ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの (3) 農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することで地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの</p> <p>4 地すべり防止施設に係る長寿命化対策計画に基づいた対策工事</p>	要領別紙 11 第 2						
実施要件	<p>1 地すべり防止工事 総事業費が 7,000 万円以上</p> <p>2 ぼた山崩壊防止工事 総事業費が 7,000 万円以上</p> <p>3 関連事業 地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの</p> <p>4 地すべり防止施設長寿命化対策工事 施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費が 800 万円以上</p>	要領別紙 11 第 4						
実施主体	県							
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	国	県	地元	50%	50%	—	
国	県	地元						
50%	50%	—						



留意事項	地すべり防止工事の完了に当たっては、地すべり防止施設の長寿命化に向けた管理方法を定めるものとする	要領別紙 11 第 6
調査計画	<p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1年目 国 100%</p> <p>2年目 県 100%</p>	

農地耕作条件改善事業		
国事業名	農地耕作条件改善事業 地域内農地集積型	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	<p>農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業。次の1の内容及び1と密接な関連があり一体的に実施する2の内容のもの。</p> <p>1 &lt;定額助成&gt;</p> <p>①田の区画拡大(水路変更なし)、②田の区画拡大(水路変更あり)、③畑の区画拡大(水路変更なし)、④畑の区画拡大(水路変更あり)、⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良(客土、除礫)、⑨用排水路等の更新整備、⑩畑作転換工</p> <p>&lt;定率助成&gt;</p> <p>①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑩管理省力化支援</p> <p>2 &lt;定額助成&gt;</p> <p>①条件改善推進費</p> <p>&lt;定率助成&gt;</p> <p>③品質向上支援、④条件改善促進支援、⑤指導、⑥農地整備・集約推進費</p>	要綱第3-1 要綱別表
実施要件	<p>1 農地中間管理機構との連携概要の策定</p> <p>2 地域内農地集積促進計画を作成</p> <p>3 農地耕作条件改善計画を作成</p> <p>4 1地区当たり事業費200万円以上(ハード事業)</p> <p>5 受益者数は農業者2人以上</p> <p>6 定率助成の土層改良により共同利用機器を導入する場合は、国費が投じられた基盤整備事業と一体的に行うほか、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>7 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合は、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすこと(経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない)</p> <p>ア ハード事業のうち定率助成の事業対象農用地について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業経営等の委託を受けていること</p> <p>イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間</p>	要綱第6-1

	<p>又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること</p> <p>ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の1以下となること。なお、「隣接している農地」は、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの</p> <p>(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの</p> <p>(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がない</p> <p>(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの</p> <p>(オ) 2つ以上の農地が耕作者の宅地に接続しているもの</p> <p>(カ) その他事業の趣旨に照らして適当と認められるもの</p> <p>エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること</p>	
実施主体	県、農地中間管理機構、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人	
負担割合	<p>1 定額助成</p> <p>(1) 事業種類①～⑩(田の区画拡大(水路変更なし)～畑作転換工)にあつては、以下のとおり</p> <p>ア イに掲げるもの以外</p> <p>→要領別表1の助成単価の欄の1「通常の助成単価」を参照</p> <p>イ 事業完了時まで中心経営体に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地</p> <p>→要領別表1の助成単価の欄の2「集約化加算単価」を参照</p> <p>なお、助成単価は、要領別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする</p> <p>(2) 事業種類⑪(条件改善推進費)にあつては、単年度当たり300万円まで</p>	<p>要領第6-1-(1)</p> <p>要領第6-1-(2)</p>

	<p>2 定率助成 &lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1" data-bbox="354 253 1177 412"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>(中山間)</td> <td>(55%)</td> <td>(27.5%)</td> <td>(17.5%)</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	県営	50%	27.5%	22.5%	(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)	
	国	県	地元											
県営	50%	27.5%	22.5%											
(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)											
留意事項	<p>1 実施区域は農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域のうち、地域計画策定区域とする</p> <p>2 ソフト事業は原則ハード事業の受益地内を実施区域とする(国費が投じられている関連事業の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを実施区域にできる)</p> <p>3 助成期間は地区として最大 5 年間とし、次の①～③を助成期間とする</p> <p>①ハード事業については、原則は最大 3 年間</p> <p>②ソフト事業のうち事業実施に必要なもの(調査・調整、実施計画策定、高収益作物転換プラン作成支援等)については最大 2 年間</p> <p>③ソフト事業のうち営農定着に当たり必要なもの(高収益作物導入支援等)については最大 5 年間</p>	<p>要綱第 4-1</p> <p>要綱第 4-5</p>												
調査計画	<p>&lt;県営(実施要綱別表の定額助成の条件改善推進費を利用)の場合&gt;</p> <p>1 調査期間 2 年まで</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 国 100% (単年度 300 万円まで)</p> <p>※県内では、条件改善推進費を利用して、調査(～2 年)→工事(～3 年)した実績はなく、調査なしで本事業を実施している。</p>													

農地耕作条件改善事業		
国事業名	農地耕作条件改善事業 高収益作物転換型	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	<p>農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業。次の1の内容及び1と密接な関連があり一体的に実施する2の内容のもの。</p> <p>1 &lt;定額助成&gt;</p> <p>①田の区画拡大(水路変更なし)、②田の区画拡大(水路変更あり)、③畑の区画拡大(水路変更なし)、④畑の区画拡大(水路変更あり)、⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良(客土、除礫)、⑨用排水路等の更新整備、⑩畑作転換工</p> <p>&lt;定率助成&gt;</p> <p>①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑩小規模園地整備、⑫管理省力化支援</p> <p>2 &lt;定額助成&gt;</p> <p>⑪条件改善推進費、⑫高収益作物転換推進費、⑬新植・改植支援、⑭幼木管理支援、⑮経営継続発展支援(大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援)、⑯園芸作物モデル産地形成支援</p> <p>&lt;定率助成&gt;</p> <p>⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援、⑮高収益作物導入支援、⑯高付加価値農業施設支援、⑰機械作業体系導入支援、⑱労働生産性向上技術導入支援、⑲指導、⑳農地整備・集約推進費、㉑高収益作物導入促進費、㉒高収益作物導入推進費</p>	要綱第3-2 要綱別表
実施要件	<p>1 農地中間管理機構との連携概要の策定</p> <p>2 高収益作物転換促進計画を作成</p> <p>3 農地耕作条件改善計画を作成</p> <p>4 1地区当たり事業費200万円以上(ハード事業)</p> <p>5 受益者数は、農業者2人以上</p> <p>6 受益地内の作付面積のうち、1/4以上を新たに高収益作物へ転換</p> <p>7 定率助成の土層改良により共同利用機器を導入する場合は、国費が投じられた基盤整備事業と一体的に行うほか、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>8 定額助成の新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援(大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援)並びに定率助成の小規模園地整備及び機械作業体系導入支援を実施する場合</p>	要綱第6-2

	<p>は、他の補助事業と重複して事業を実施できない</p> <p>9 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合は、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすこと（経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない）</p> <p>ア ハード事業のうち定率助成の事業対象農用地について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業経営等の委託を受けていること</p> <p>イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること</p> <p>ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の1以下となること。なお、「隣接している農地」は、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの</p> <p>(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの</p> <p>(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がない</p> <p>(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの</p> <p>(オ) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</p> <p>(カ) その他事業の趣旨に照らして適当と認められるもの</p> <p>エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること</p> <p>10 定率助成の高収益作物導入促進費の交付を受ける場合には、高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること</p> <p>11 定率助成の高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地とすること</p> <p>12 定率助成の農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費は、重複して交付を受けることはできない</p>	
--	---	--

実施主体	県、農地中間管理機構、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人													
負担割合	<p>1 定額助成</p> <p>(1) 事業種類①～⑩ (田の区画拡大 (水路変更なし) ～畑作転換工) にあつては、以下のとおり</p> <p>ア イに掲げるもの以外</p> <p>→要領別表 1 の助成単価の欄の 1 「通常の助成単価」を参照</p> <p>イ 事業完了時まで中心経営体に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地</p> <p>→要領別表 1 の助成単価の欄の 2 「集約化加算単価」を参照。</p> <p>なお、助成単価は、要領別表 1 の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の 2 分の 1 程度としているため、事業主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>(2) 事業種類⑪～⑮ (条件改善推進費～経営継続発展支援) にあつては、要領別表 2 参照</p> <p>2 定率助成</p> <p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1" data-bbox="354 1070 1177 1227"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>(中山間)</td> <td>(55%)</td> <td>(27.5%)</td> <td>(17.5%)</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	県営	50%	27.5%	22.5%	(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)	<p>要領第 6-1-(1)</p> <p>要領第 6-1-(2)</p>
	国	県	地元											
県営	50%	27.5%	22.5%											
(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)											
留意事項	<p>1 実施区域は農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用区域のうち、地域計画策定区域とする。</p> <p>2 ソフト事業は原則ハード事業の受益地内を実施区域とする (国費が投じられている関連事業の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを実施区域にできる)</p> <p>3 助成期間は地区として最大 5 年間とし、次の①～③を助成期間とする</p> <p>①ハード事業については、原則は最大 3 年間</p> <p>②ソフト事業のうち事業実施に必要なもの (調査・調整、実施計画策定、高収益作物転換プラン作成支援等) については最大 2 年間</p> <p>③ソフト事業のうち営農定着に当たり必要なもの (高収益作物導入支援等) については最大 5 年間</p>	<p>要綱第 4-1</p> <p>要綱第 4-5</p>												

調査計画	<p>&lt;県営（実施要綱別表の定額助成の条件改善推進費を利用）の場合&gt;</p> <p>1 調査期間 2年まで</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 国 100%（単年度 300 万円まで）</p> <p>※県内では、条件改善推進費を利用して、調査（～2年）→工事（～3年）した実績はなく、調査なしで本事業を実施している。</p>
------	---



農地耕作条件改善事業		
国事業名	農地耕作条件改善事業 スマート農業導入推進型	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	<p>国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業。次の1の内容及び1と密接な関連があり一体的に実施する2、3又は4の内容のもの。ただし、4を実施する場合は、3と密接に関連して併せて実施する。</p> <p>1 &lt;定率助成&gt; ⑨スマート農業導入支援(GNSS基地局整備)</p> <p>2 &lt;定率助成&gt; ⑨スマート農業導入支援(先進的省力化技術導入支援、調査・調整及び実施計画策定支援)、⑲指導</p> <p>3 &lt;定額助成&gt; ①田の区画拡大(水路変更なし)、②田の区画拡大(水路変更あり)、③畑の区画拡大(水路変更あり)、④畑の区画拡大(水路変更なし)、⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良(客土、除礫)、⑨用排水路等の更新整備 &lt;定率助成&gt; ①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良(客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良)、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑫管理省力化支援</p> <p>4 &lt;定額助成&gt; ⑪条件改善推進費 &lt;定率助成&gt; ⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援</p>	要綱第3-3
実施要件	<p>1 農地中間管理機構との連携</p> <p>2 スマート農業導入推進計画を作成</p> <p>3 農地耕作条件改善計画を作成</p> <p>4 1地区当たり事業費200万円以上(ハード事業)</p> <p>5 受益者数は、農業者2者以上</p> <p>6 定率助成の土層改良により共同利用機器を導入する場合は、国費が投じられた基盤整備事業と一体的に行うほか、共同利用機器導入計画を作成</p>	要綱第6-3
実施主体	県、農地中間管理機構、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人	
負担割合	<p>1 定額助成 (1) 事業種類①～⑩(田の区画拡大(水路変更なし)～畑作転換工)にあっては、以下のとおり ア イに掲げるもの以外 →要領別表1の助成単価の欄の1「通常の助成単価」を参照</p>	要領第6-1-(1)

	<p>イ 事業完了時まで中心経営体に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地 →要領別表1の助成単価の欄の2「集約化加算単価」を参照。 なお、助成単価は、要領別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>(2) 事業種類①～⑮（条件改善推進費～経営継続発展支援）にあつては、要領別表2のとおり</p> <p>2 定率助成 &lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1" data-bbox="354 734 1198 882"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>(中山間)</td> <td>(55%)</td> <td>(27.5%)</td> <td>(17.5%)</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	県営	50%	27.5%	22.5%	(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)	<p>要領第 6-1-(2)</p>
	国	県	地元											
県営	50%	27.5%	22.5%											
(中山間)	(55%)	(27.5%)	(17.5%)											
<p>留意事項</p>	<p>1 実施区域は農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域のうち、地域計画策定区域とする</p> <p>2 ソフト事業は原則としてハード事業の受益地内を実施区域とする（国費が投じられている関連事業の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを実施区域にできる）</p> <p>3 助成期間は地区として最大 5 年間とし、次の①～③を助成期間とする</p> <p>①ハード事業については、原則は最大 3 年間</p> <p>②ソフト事業のうち事業実施に必要なもの（調査・調整、実施計画策定、高収益作物転換プラン作成支援等）については最大 2 年間</p> <p>③ソフト事業のうち営農定着に当たり必要なもの（高収益作物導入支援等）については最大 5 年間</p>	<p>要綱第 4-1</p> <p>要綱第 4-5</p>												
<p>調査計画</p>	<p>&lt;県営（実施要綱別表の定額助成の条件改善推進費を利用）の場合&gt;</p> <p>1 調査期間 2 年まで</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 国 100%（単年度 300 万円まで）</p> <p>※県内では、条件改善推進費を利用して、調査（～2 年）→工事（～3 年）した実績はなく、調査なしで本事業を実施している。</p>													

農業水路等長寿命化・防災減災事業																						
国事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）																					
項目	内容	備考（参照箇所）																				
事業内容	①水利施設整備、②機能保全計画策定等、③実施計画策定、④水利用調査・調整、⑤耐震性点検・調査	要綱別表区分 1																				
実施要件	<p>1 長寿命化・防災減災計画を作成</p> <p>2 水利施設整備を実施する場合は、1に加え、以下の全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</p> <p>(2) 1地区当たりの受益農業従事者数が2人以上（施設の廃止や撤去を行う場合は除く）</p> <p>(3) 1地区当たりの工事工期が原則3か年以内</p> <p>3 機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整及び耐震性点検・調査については、1の要件に加え、1地区当たりの事業工期が1か年以内</p> <p>4 対象施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等</p>	<p>要綱第 6-1</p> <p>要綱第 6-2</p> <p>要綱第 6-3</p> <p>要領第 2-5</p>																				
実施主体	県、市町村、土地改良区、農業者等の組織する団体																					
負担割合	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>一般(更新)</td> <td>50%</td> <td>31%</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>中山間</td> <td>55%</td> <td>27.5%</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>中山間(更新)</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>			国	県	地元	一般	50%	27.5%	22.5%	一般(更新)	50%	31%	19%	中山間	55%	27.5%	17.5%	中山間(更新)	55%	30%	15%
	国	県	地元																			
一般	50%	27.5%	22.5%																			
一般(更新)	50%	31%	19%																			
中山間	55%	27.5%	17.5%																			
中山間(更新)	55%	30%	15%																			
留意事項	<p>1 事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、長寿命化対策で、農村振興局長が別に定める条件※のいずれかを満たす場合、生産緑地法第3条第1項に基づく生産緑地地区及び都市計画法第7条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域で行うもの、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うものについてはこの限りでない。</p> <p>※農村振興局長が別に定める条件</p> <p>①生産した農産物を直売所等で販売することで、地元での消費の促進に寄与しているような農地が受益地内にある</p>	<p>要綱第 3</p> <p>要領第 4</p>																				

	<p>②市民農園等、都市住民が農作業体験できる農地が受益地内にある</p> <p>③防災協力農地等、防災機能の発揮に向けた取組が行われている農地が受益地内にある</p> <p>2 事業対象施設</p> <p>①国営造成施設と一体となる（＝当該受益の受益面積が国営造成施設の受益地と重複する）農業水利施設</p> <p>②国庫補助事業で造成された農業水利施設等</p> <p>③国庫補助事業で補修・更新、維持管理された施設（例：日本型直接支払いの対象となっている施設）、又はそれらと一連のつながりを有する施設</p> <p>④国庫補助事業で定める要件と同等の受益面積（かんがい受益面積、防災）や施設規模を持つ施設</p> <p>⑤国庫補助事業で定める要件と同等の想定被害額を有する施設</p> <p>⑥農林水産省以外の国庫補助事業等で造成・補修された施設で、適切な維持管理がなされ、現在においても農業利用が継続されている施設</p> <p>3 計画期間の変更は計画の認定年度から5か年以内で、期間の変更を繰り返すことによる長期化は認められない</p> <p>4 県営事業では受益面積20ha以上</p>	
調査計画	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <p>1 調査期間 1年</p> <p>2 調査主体 県、市町村</p> <p>3 調査費負担割合 国100%（～1千万円）</p>	

畑作等促進整備事業		
国事業名	畑作等促進整備事業	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	<p>&lt;定額助成&gt;</p> <p>(ハード)</p> <p>①ほ場の区画拡大、②暗渠排水、③湧水処理、④末端畑地かんがい、⑤土層改良(反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土、除礫)、⑥更新整備(用水路、排水路、農作業道、排水口、特認事業)、⑦畑作転換工(額縁明渠工、酸度矯正)</p> <p>(ソフト)</p> <p>⑧条件改善推進費、⑨高収益作物転換推進費、⑩新植・改植支援、⑪幼木管理支援(果樹、茶)、⑫経営継続発展支援(大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援)、⑬園芸作物モデル産地形成支援、⑭産地形成支援事業</p> <p>&lt;定率助成&gt;</p> <p>(ハード)</p> <p>①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑨スマート農業導入支援(GNSS 基地局整備)、⑩小規模園地整備(盛土、園内道、その他)、⑪粗放的農地利用整備、⑫管理省力化支援、⑬高付加価値農業施設支援</p> <p>(ソフト)</p> <p>⑨スマート農業導入支援(先進的省力化技術導入支援、調査・調整、実施計画策定支援)、⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援、⑮高収益作物導入支援、⑯機械作業体系導入支援、⑰労働生産性向上技術導入支援、⑱指導</p>	<p>要領別表 1</p> <p>要領別表 5</p>
実施要件	<p>1 畑作等促進整備計画を作成</p> <p>2 1地区あたりのハード事業費の合計が 200 万円以上</p> <p>3 1地区当たり受益者数が農業者 2 者以上</p> <p>4 事業実施後、受益地内の全ての農地で水稻以外の作物の作付けを行う</p> <p>5 共同利用機器の導入を実施する場合は、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>6 スマート農業の導入を実施する場合は、スマート農業導入推進計画を作成</p>	<p>要領第 5</p> <p>要領第 6-(4)</p> <p>要領第 6-(5)</p>
実施主体	県	
負担割合	<p>&lt;定額助成&gt;</p> <p>事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じ</p>	

	<p>て設定するものに次に定める上限単価を乗じた額の合計 (ハード) 要領別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度。事業主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとし、農業者施工等の状況を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行う。また、本事業を水田で実施する場合、上限単価は要領別表1に掲げる額の2倍を上限とする。</p> <p>(ソフト) 要領別表2に掲げるもの</p> <p>&lt;定率助成&gt;</p> <table border="1" data-bbox="355 734 1177 884"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>中山間</td> <td>55%</td> <td>27.5%</td> <td>17.5%</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	一般	50%	27.5%	22.5%	中山間	55%	27.5%	17.5%	
	国	県	地元											
一般	50%	27.5%	22.5%											
中山間	55%	27.5%	17.5%											
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>畑作等促進整備計画を作成する地区の範囲は、同一の水系又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定</li> <li>事業の実施にあたり、水田機能の撤去は求めないが実施後には水活交付金の交付対象水田から除外するとともに、畑作物等の作付けが必要</li> <li>ハード事業とソフト事業はそれぞれ最大5年まで実施可能で、期間を重複せず行うことも可能なため最大10年となる</li> </ol>	要領第6-(2)												
調査計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査期間 1～2年</li> <li>調査主体 県</li> <li>調査費負担割合 1年目 国50%、県50% 2年目 県100%</li> </ol>													

団体営農業集落排水事業		
国事業名	農村整備事業 農業集落排水施設整備事業	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p>1 強靱化型</p> <p>既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の改築又は撤去</p> <p>2 高度化型</p> <p>維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去</p>	要領別紙1第2-1
実施要件	<p>1 共通要件</p> <p>(1) 受益戸数が20戸以上、末端受益が2戸以上</p> <p>(2) 既設の農業集落排水施設の改築は、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定され、費用が200万円以上、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 維持管理が適切に行われ、供用開始後7年以上経過</p> <p>イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められる</p> <p>(3) 農業集落排水施設の整備又は改築は、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること</p> <p>(4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ha以上1ha未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とすること</p> <p>2 強靱化型</p> <p>次のいずれかを満たすこと</p> <p>(1) 定住人口が500人以上</p> <p>(2) 浸水想定区域内にある</p> <p>(3) 処理区内に防災拠点等となる公共施設等が存在する</p> <p>(4) 施設の再編・集約を行う</p> <p>3 高度化型</p> <p>維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること</p>	要領別紙1第4-1
実施主体	市町村、土地改良区	
負担割合		

	国	県	地元	
	50%	—	50%	
留意事項	<p>1 汚水処理施設は、原則として処理対象人口 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画し、施行する。ただし、流域下水道又は公共下水道に農業集落の汚水を排出しようとする場合は、原則として、下水道として計画し、施行する。以上の原則によりがたい場合は、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行う。</p> <p>2 汚水には、重金属等の有害物質を含む工場排水等は含めない</p> <p>3 太陽光発電施設は、停電時にも汚水処理施設等に電力を供給できる自立運転機能を有するものとし、本事業により太陽光発電施設の整備のみ行う場合は、当該施設に限る</p> <p>4 汚泥の循環利用を目的とした施設は、周辺地域から発生する有機物資源を活用できるものとする</p> <p>5 公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業と連携して本事業を実施する場合は、市町村及び県の浄化槽担当部局と所要の協議調整を行うものとする</p>			要領別紙 1 第 2-2
調査計画	<p>1 調査期間 1 年</p> <p>2 調査主体 市町村</p> <p>3 調査費負担割合 国 50%、地元 50%</p>			



通作条件整備事業														
国事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村整備事業 農道・集落道整備事業</li> <li>・農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 通作条件整備</li> </ul>													
項目	内容	備考（参照箇所）												
事業内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">農村整備事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td> <p><b>強靱化型</b></p> <p>既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去（新設は対象外）</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td> <p><b>高度化型</b></p> <p>農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良（新設は対象外）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">農山漁村地域整備交付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td> <p><b>基幹農道整備</b></p> <p>(1) 一般型</p> <p>農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>(2) 保全対策型</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準向上を図る保全対策や緊急対策</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td> <p><b>一般農道整備</b></p> <p>(1) 一般型</p> <p>幹線から末端耕作道までの農道網の整備</p> <p>(2) 保全対策型</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準向上を図る保全対策や緊急対策</p> </td> </tr> </tbody> </table>	農村整備事業		1	<p><b>強靱化型</b></p> <p>既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去（新設は対象外）</p>	2	<p><b>高度化型</b></p> <p>農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良（新設は対象外）</p>	農山漁村地域整備交付金		1	<p><b>基幹農道整備</b></p> <p>(1) 一般型</p> <p>農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>(2) 保全対策型</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準向上を図る保全対策や緊急対策</p>	2	<p><b>一般農道整備</b></p> <p>(1) 一般型</p> <p>幹線から末端耕作道までの農道網の整備</p> <p>(2) 保全対策型</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準向上を図る保全対策や緊急対策</p>	<p>農村整備事業要領別紙 2 第 2-1</p> <p>農村整備事業要領別紙 2 第 2-2</p> <p>農山交要領別紙 1-1 運用 1 第 2-3-(1)</p> <p>農山交要領別紙 1-1 運用 1 第 2-3-(2)</p>
農村整備事業														
1	<p><b>強靱化型</b></p> <p>既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去（新設は対象外）</p>													
2	<p><b>高度化型</b></p> <p>農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良（新設は対象外）</p>													
農山漁村地域整備交付金														
1	<p><b>基幹農道整備</b></p> <p>(1) 一般型</p> <p>農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>(2) 保全対策型</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準向上を図る保全対策や緊急対策</p>													
2	<p><b>一般農道整備</b></p> <p>(1) 一般型</p> <p>幹線から末端耕作道までの農道網の整備</p> <p>(2) 保全対策型</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準向上を図る保全対策や緊急対策</p>													
実施要件														



	<p>2 一般農道整備</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 受益面積が50ha(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域では30ha)以上</p> <p>イ 総事業費が5千万円以上</p> <p>ウ 全幅員が4.5m(特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域では全幅員が4m)以上</p> <p>エ 通作条件整備計画が策定されていること</p> <p>(2) 保全対策型</p> <p>ア 受益面積が50ha(振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域では30ha)以上</p> <p>イ 総事業費が30百万円以上</p> <p>ウ 個別施設計画が策定されていること</p>	農山交要領別紙1-1運用1第4-3-(2)												
実施主体	県													
負担割合	<p>&lt;農村整備事業・農山漁村地域整備交付金共通&gt;</p> <table border="1" data-bbox="354 1072 1123 1229"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹農道</td> <td>50%</td> <td>37%</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	地元	基幹農道	50%	37%	13%	一般農道	50%	25%	25%	
	国	県	地元											
基幹農道	50%	37%	13%											
一般農道	50%	25%	25%											
留意事項	<p>1 既設の農道は、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法に基づき農道として造成された路線</p> <p>2 集落道は、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、実施区域内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路</p> <p>3 市町村道認定された道路は、国土交通省の所管であり、市町村道を対象とする補助事業等を活用して整備されるものであることから、原則として対象としない。ただし、農山漁村地域整備交付金では例外的に、下記の①、②が確認できると整備が可能。</p> <p>①保全管理記録簿が作成されており、引き続き、農道としての性格が強く、農道としての機能を維持する必要があること</p>	<p>農村整備事業要領別紙2第1-1</p> <p>農村整備事業要領別紙2第1-2</p>												

	②老朽化等により緊急的に補修や更新を必要とし、一般道路整備事業による優先度が低く、改良計画がないこと		
調査計画		農村整備事業	農山漁村地域整備交付金
	ア 調査期間	2年	1年
	イ 調査主体	県	市町村
	ウ 調査費負担割合	国 50～100%、県 0～50%	市町村 100%

広域農業用水適正管理対策事業		
国事業名	農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 水利施設整備 広域農業用水適正管理対策事業	
項目	内容	備考(参照箇所)
事業内容	1 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業完了後も関連事業が未完了等のため、用途廃止されずに残存しているものの撤去 2 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設の撤去	要領別紙2 運用4 第1
実施要件	1 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設 2 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去 (1) 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設 (2) 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となる恐れのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設	要領別紙2 運用4 第3
実施主体	県	
負担割合	従前の国営土地改良事業の負担率と同様	
留意事項	—	
調査計画	1 調査期間 1～2年 2 調査主体 県 3 調査費負担割合 1～2年目 県 100%	

農業水利施設魚道整備促進事業								
国事業名	農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 水利施設整備 地域用水環境整備事業							
項目	内容	備考（参照箇所）						
事業内容	河川に設置された農業水利施設からの適正な放流量の確保等を目的として県が実施する魚道整備（単独魚道整備）	要領別紙 2 運用 5 第 1-1-(2)-ア						
実施要件	<p>1 次に定める要件を満たすこと</p> <p>(1) 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること</p> <p>(2) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること</p> <p>(3) 総事業費が5千万円以上であること</p> <p>2 次に掲げるいずれかの施設であること</p> <p>(1) 国・県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設で次のいずれかに該当するもの</p> <p>①魚道が未整備又は現に設置されているが魚道の通水能力が小さく常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設</p> <p>②流水による魚道の損傷、下流部の河床低下部等が遡上の障害となっている施設、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設</p> <p>③水産庁、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設</p> <p>(2) 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れのある県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次の要件を満たすこと</p> <p>① (1) のいずれかに該当するもの</p> <p>② 1級河川又は2級河川の農業水利施設のうち、河川を横断する大規模な工作物で取水能力が0.3 m<sup>3</sup>/s以上の施設</p> <p>(3) 前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備予定の農業水利施設で、魚道が未整備のため、魚類の遡上の障害となるもの</p>	<p>要領別紙 2 運用 5 第 3-1-(1)</p> <p>要領別紙 2 運用 5 第 3-1-(2)-ア</p>						
実施主体	県							
負担割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	国	県	地元	50%	50%	—	
国	県	地元						
50%	50%	—						
留意事項	(1) 単独魚道整備を実施する取水能力は、水利権水量に関わらず、							

	<p>取水口の大きさ、樋管等の勾配などの施設構造から、現に 0.3 m<sup>3</sup>/s 以上の取水能力を有することが明らかな場合は、本事業の対象施設となる</p> <p>(2)「前後一連の区間」は、一連の水系を通して本線と支線の間関係でも可能であり、距離的な制約はない</p>	
調査計画	<p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合 1～2年目 県 100%</p>	

集落基盤整備事業		
国事業名	農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 集落基盤再編型	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する	要領別紙 4-1 運用 1 第 1-1
実施要件	<p>1 農業振興地域を対象としていること</p> <p>2 次のいずれかの事業とする</p> <p>ア 農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（活性化施設整備事業、交流施設基盤整備事業を除く）を一体的に実施する</p> <p>イ 農村生活環境整備事業のみ（活性化施設整備事業、交流施設基盤整備事業を除く）を実施する</p> <p>ウ ア又はイと併せて5に記載の特認事業を実施する</p> <p>2 ほ場整備事業を土地改良事業として行う場合は、20ha以上の地積にわたる土地を受益地とする</p> <p>3 歴史的土壌改良施設保全整備事業にあつては、次に掲げる要件の全てに該当するものとする</p> <p>ア 文化財保護法第27条若しくは第98条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設又は同法第56条の2の規定に基づき登録され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設であること</p> <p>イ 当該施設の支配面積が20ha以上であること</p> <p>4 市民農園等整備事業にあつては、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができる</p> <p>5 農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす事業対象地域は、次のいずれかに掲げるところにより、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業及び特認事業を実施することができる</p> <p>ア 農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（地域農業活動拠点施設整備事業を除く）を一体的に行うもので、かつ、①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全に掲げる事業のうち2以上の事業を行うもので、受益面積が県営では60ha以上、市町村営では20ha以上であること</p> <p>イ ほ場整備事業を行うもので、受益面積が県営事業では20ha以上、市町村営では10ha以上であること又は別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うもので、ほ場整備に</p>	<p>要領別紙 4-1 運用 1 第 3-1</p> <p>要領別紙 4-1 運用 1 第 3-2</p> <p>※左記の2事業の詳細については、留意事項参照</p>



	<p>係る受益面積の合計が 10ha 以上であり、かつ、事業全体の受益面積が県営事業では 20ha 以上、市町村営事業では 10ha 以上</p> <p>ウ 農村生活環境整備事業（地域農業活動拠点施設整備事業を除く）及び特認事業のうち 2 以上の事業を行うものであること</p>							
実施主体	県、市町村							
負担割合	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	国	県	地元	50%	25%	25%	
国	県	地元						
50%	25%	25%						
留意事項	<p>1 農業生産基盤整備事業</p> <p>①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全</p> <p>2 農村生活環境整備事業</p> <p>①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、⑦地域農業活動拠点施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設基盤整備事業、⑩情報基盤施設整備事業、⑪市民農園等整備事業、⑫生態系保全施設等整備事業、⑬地域資源利活用施設整備事業、⑭施設補強整備事業、⑮施設環境整備事業、⑯歴史的土壌改良施設保全整備事業、⑰施設集約整備事業、⑱交換分合事業、⑲集落土地基盤整備事業</p> <p>3 要領別紙 4-1 運用 1 第 3-5 では、実施計画策定型の対象工種が「農業生産基盤整備事業」に限定されているが、同運用第 1-4 では、「農業生産基盤と併せ行う農村生活環境」と規定されているため、農業生産基盤事業以外の事業についても実施計画策定型の対象にできる</p> <p>（中山間地域農業農村総合整備事業の実施計画等策定事業についても同様）</p>	<p>要領別表</p> <p>「農村集落基盤再編・整備事業の事業種類及び内容」</p>						
調査計画	<p>&lt;県営の場合&gt;</p> <p>1 調査期間 1～2年</p> <p>2 調査主体 県</p> <p>3 調査費負担割合</p> <p>1年目 国 50%、県 50%</p> <p>2年目 県 100%</p>							

海岸保全施設整備事業		
国事業名	農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備事業	
項目	内容	備考（参照箇所）
事業内容	<p>1 高潮対策</p> <p>高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良する</p> <p>2 侵食対策</p> <p>波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良する</p> <p>3 海岸耐震対策</p> <p>地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する</p> <p>(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査</p> <p>(2) 堤防・護岸等の耐震対策</p>	要領別紙 11 第 2-3
実施要件	<p>1 高潮対策</p> <p>海岸保全区域内において実施するもので、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 高潮、津波、波浪による被害が発生するおそれの大きい海岸で、1km 辺りの防護面積が 5ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする</p> <p>(2) 実施箇所が次のいずれかに該当するもの</p> <p>①高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること</p> <p>②津波災害警戒区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること</p> <p>(3) 高潮対策事業計画が策定されている地区であること</p> <p>(4) 海岸ごとの総事業費が 10,000 万円以上であること</p> <p>2 侵食対策</p> <p>海岸保全区域において実施するもので、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 侵食等の被害が発生するおそれの大きい海岸で、1 kmあたりの防護面積が 5ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする</p> <p>(2) 侵食対策事業計画が策定されている地区であること</p> <p>(3) 海岸ごとの総事業費が 10,000 万円以上であること</p>	要領別紙 11 第 3-2

	<p>3 海岸耐震対策</p> <p>海岸保全区域内において実施するもので、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域に地域中枢機能集積地区を有すること</p> <p>①朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>②東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>(2) 実施個所が以下のいずれかに該当すること</p> <p>①高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること</p> <p>②津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること</p> <p>(3) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、海岸耐震対策事業計画が策定されている地区であること</p> <p>(4) 海岸ごとの総事業費が5,000万円以上であること</p>							
実施主体	県							
負担割合	<table border="1" data-bbox="381 1223 1131 1330"> <thead> <tr> <th data-bbox="381 1223 632 1276">国</th> <th data-bbox="632 1223 882 1276">県</th> <th data-bbox="882 1223 1131 1276">地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="381 1276 632 1330">50%</td> <td data-bbox="632 1276 882 1330">50%</td> <td data-bbox="882 1276 1131 1330">—</td> </tr> </tbody> </table>	国	県	地元	50%	50%	—	
国	県	地元						
50%	50%	—						
留意事項	<p>1 高潮対策事業計画</p> <p>海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成し、現地調査を行い、①海岸の概要、②事業の概要、③計画の内訳、④成果目標、⑤その他参考となる事項について定める</p> <p>2 侵食対策事業計画</p> <p>1と同様</p> <p>3 海岸耐震対策事業計画</p> <p>海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成し、事業着手から原則5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、①海岸の概要、②事業の概要、③計画の内訳、④浸水防止に関連した総合的な計画、⑤成果目標、⑥関係機関との連携等、⑦関連するソフト対策、⑧その他参考となる事項</p>	要領別紙 11 第 2-4						

調査計画	<ol style="list-style-type: none"><li>1 調査期間 1～2年</li><li>2 調査主体 県</li><li>3 調査費負担割合 1年目 国 50%、県 50% 2年目 県 100%</li></ol>
------	---